

6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6

特234

383

太平洋問題パンフレット

第參輯

將來に於ける米麥の需給

農林省西ヶ原農事試驗場長
農學博士

安藤廣太郎(一)

日本と國際労働機關との關係……………前田多門(五)

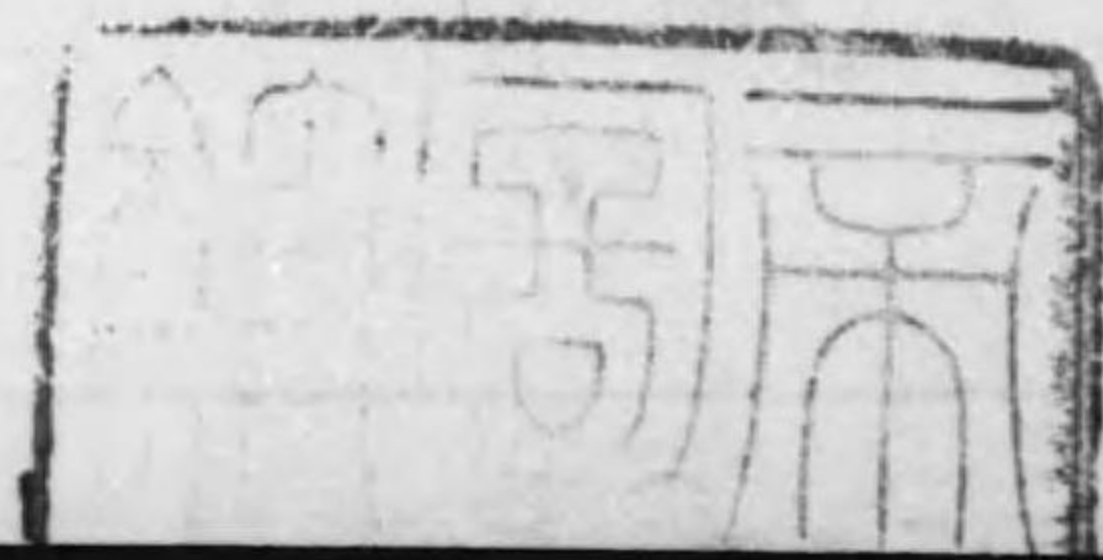
第二回太平洋問題調査會大會の開催……………(八九)

太平洋問題調査會發行

始



特234
383



太平洋問題
パンプレット

第三輯

太平洋問題調査會發行



太平洋問題調査會の使命

本會は國際的重要義ある各般の事實を蒐集闡明し、其の智識の普及に依りて輿論の啓發を計り、以て關係諸國の進歩に建設的援助を與へ、殊に國際的難問題の除去には積極的に盡瘁す。本會は以上の目的を達成する爲に左の事業をなす。

- (一) 太平洋の諸問題に關する調査研究及び其發表。
- (二) 講演會及び研究會を開く事。
- (三) 太平洋問題調査會聯合大會に代表者を派遣する事。
- (四) 右の外評議員會に於て本會の目的を達成するに必要と認めたる事項。

本會職員

評議員會長	子爵 澁澤榮一
(評議員四十七名、氏名略)	
理事	井上準之助
理事	澤柳政太郎
理事	阪谷芳郎
同	高柳賢三
同	鶴見祐輔
同	齊藤惣一
同	高木八尺
同	石井徹
同	増田明六
同	黒木三次
同	原田助
同	武田胤雄
同	研究部主任 伯・爵
同	本會代表者 神學博士
同	幹事

將來に於ける米麥の需給

農林省西ヶ原農事試驗場長

農學博士 安藤廣太郎

私が今日申し上げることは全く將來のことではありませんからして、計算に依るの外ないのでありますが、其の計算に依りて將來どの位要るかを申上げて、さうしてそれに對してどうすれば供給出来るか、或は出来ないかを、申上げて見たいと思ふのであります。其の前に日本の食糧問題と致しまして、吾々が消費して居る食物の割合がどんな風になつて居るかといふこと、即ち申す迄もないことではありますが、米麥がどれだけの重要さを有つて居るかを申上げることが、必要ではないかと思ふのであります、でそれから申上げて見たいと思ひます。

日本では從來日本人の食物に就いて、動植物性の物がどんな割合に消費され、又一人當り一日にどの位な榮養を攝つて居るかといふ調査が殆んどなかつたのでありま

將來に於ける米麥の需給

す。又是等の調査を致しますにしても、現在の統計は可成り不備の點が多くて、随分分らぬ點があるのであります。歐羅巴大戦中、獨逸のバウル・エルツバッハーといふ人が獨逸人の食糧に就きまして、獨逸の現在生産して居るものが、果して戦事中、獨逸の國民の食糧に十分であるや否やに就いて、研究成績を發表したのでありますが、それに依ると、獨逸人は儉約しさへすれば無論供給することが出来る、といふ結論になつて居るのであります。其後英吉利に其の本が翻譯されました、翻譯者は戦争中であるからして獨逸人の計算が間違つて居るやうな點を指摘して大分問題を起したのであります。其の後英吉利に於きましてもヘンリー・リュースといふ人が戦時及び平時に於ける食糧問題といふ本を書いて、どうして英吉利ではもつと小麥を作らなければならぬことを頻りに唱へて居るのであります。又亞米利加ではレーモンド・パールと云ふ人が戦争前から長い間の輸出入關係を調べて、亞米利加人がどの位の養分を攝つて居るかを統計的に調査發表して居ります。尙ほ戦争後大分食糧に就いていろいろの調査が出来たのでありますが、私も此等の調査にならつて我國の統計によつて國民の

攝取する食糧の計算をして見たのであります。御承知の如く我國の統計は不完全でありまして此等の計算をするには缺點が多いのであります。兎に角統計の數字に依つて計算をして來ればどの位な數字が出るだらうかと、大正九年頃に概算をして見たのであります。で材料は不備の點もありますが、國內の生産に輸出入の關係を計算に加へて、大正九年の材料によりて計算した結果に依つて見ますと、御承知の如く食糧は蛋白質、脂肪類、澱粉類といふものから成つて居るのであります。それ等を計算して見ますと、日本人は一人當り……これは年寄り子供なり又青年の人もあるのでありますから、年齢の比例に依つて一々計算をしなければならぬのであります。簡単にするために人口の〇・八を掛けてやると成人としての大體の數が出ることになりま

すから、さういふ風にして勘定して見ますと、日本人の榮養は植物から大部分攝つて居るのであります。動物即ち畜産物或は水産物から攝つて居るものは極く尠いのであります。分量で申しますと成人一人一日平均の攝取量は蛋白質七十二グラム位、熱量二千八百五十五カロリー位を攝るやうな計算になつて居ります。歐羅巴人は毎日蛋

白質百グラム、熱量三千カロリーといふことが普通の標準になつて居るやうであります。それに比べると日本人の平均は少いやうですが、是は第一體の大きさが違ふのであります。熱量といふものは體の皮膚の面積に比例するといはれて居りましてそれから勘定して見ますと、日本人の攝つて居る熱量は外國人の三千カロリーに比べて決して少いとはいへないと思ふのであります。又昨年京都大學の戸田博士は統計の數字に依り計算すると邦人一日の攝取量は蛋白質が九十四グラム、熱量が二千九百カロリーといふ計算を出されて居ります。併し戸田博士は統計の數字は實際より少いといつて、それに割増をして日本人は蛋白質百二十六グラム、熱量三千四百カロリーを攝つて居ることを發表されたのでありますが、兎に角攝つて居る分量としては外國人に比べて非常に劣つて居るとはいへない先づ平均に近いものを攝つて居るといへやうと思ふのであります。たゞ其の攝取する源泉が外國人は御承知の通り家畜を澤山食糧に致しまするから、それがために食糧を植物性と動物性とに分ちますと其の割合は餘程違つて居るのであります。日本人の攝りまする食糧は植物性が多いことを先刻申上

げましたが、どの位の割合であるかといふと、蛋白質總量の約八割九分は植物性から攝つて、僅かに残りの一割一分といふものを魚なり家畜から攝つて居る状況であります。それから熱量はどうかと申しますと、殆んど九割八分まで植物性から攝つて居りまして、僅かに二分だけが動物性であるといふ状況であります。是を歐羅巴の英吉利、獨逸、或は亞米利加等と比べて見ますといふと、亞米利加、獨逸等では蛋白質に對する約五割五分を植物性から攝つて、四割五分を動物性から攝つて居る。熱量に致しましても亞米利加なり獨逸では六割から約七割が植物性であつて、三割乃至四割が動物性である状況であつて、動物性を攝ることが非常に多いのであります。此の點から見ますると、日本は矢張り肉も食ひ、魚も食ひますけれども、菜食が主になつて居るといふことは申すまでもないことであります。尙ほ其の中で米がどの位な割合を植物性食糧の中で有つて居るかといふと、植物性の食糧の中で熱量から申しますといふと半分は米で供給して居るのでありまして、其の上に麥類が一割五分でありますから、植物性食糧の中で約六割五分といふものは米と麥とから供給されて居るのであり

ます。概算致しますれば約吾々の食つて居る食糧の六割といふものは米と麥とで供給されて居ることがいへやうと思ふのであります。従つて食糧問題の解決の上に於きまして米及び麥が最も重きを占めることは申すまでもないことになるのであります。尙ほこゝで一言附加へて置きたいのは、日本が相當動物や魚を攝つて居つても全體からして外國に比較すれば少いといふ點は、或は統計の不備、殊に水産物の統計は割合に少なく出て居るためにこゝに低い數を示すのではないかと考へられるのであります。が、一面に於て日本の耕地反別の關係が、土地の利用の上に於て家畜に利用される土地が少い、言葉を換へて申しますれば、日本では米麥を作るのが主であつて、家畜を飼ふことが尠ないといふのが一つ大きい原因であらうと思ふのであります。然らば何故に日本で家畜の飼養が發達しないかといふことを申上げなければならぬのであります。是は一つは日本の地勢の關係で、歐羅巴、亞米利加に比べますれば平地が少い。土地の利用されて居る歩合が全面積の僅かに一割四五分にしか達しないこともありますし、又一面に於ては人口が多いから、どうしても食糧の生産の方に重きを置いて家

畜を飼ふ餘地がないともいへるのであります。といふのは人間一人養ふのに、家畜に依つて人間を養ふ場合と、穀物に依つて人間を養ふ場合とでは、それに要する土地の面積が非常に差異があるのであります。是は歐羅巴、殊に英吉利では非常に研究論議された問題であります。人間一人を養ふのに穀物に依つて養ふのと、家畜に依つてやるといふのとどの位の相違があるかといふことを屢々論議されて、家畜に依つて人間を養ふとすればどうしても穀物に依つて養ふよりも八倍……少くとも四五倍の土地が要る、殊に英吉利に於ては其の當時は戰事中で、獨逸の潛航艇のために惱まされて穀物を買入れるのに困難でありまし爲に、今まで家畜を飼ふことに使つて居つた草原をひつくり返して、小麥を作ることを奨励した程でありますから眞劍になつて研究されたのであります。兎に角家畜に依つて人間一人を養ふといふことゝ、穀物に依つて養ふといふことでは人間一人に對する土地の面積が非常に差異があるのであります。で日本のやうに耕地の少い所では人間を養ふのに家畜に依つて養ふことになりますれば、現在の土地より數倍の土地が要ることは自から判り得ることであります。

で日本に於て人口一人に對してどれだけの土地が充てがはれて居るか、又之を外國と比べてどの位の相違があるかといふことを申上げて見ますと、凡そ世界中で人口一人に對する耕地の面積が日本位少い所はないのであります。是は支那は統計がないから分りませぬが、日本では約一人當り一反歩、是は既に二三年前の統計で調べたのであります。先づ現在六千萬人と致しますれば、六千萬人に六百十何萬町歩といふやうなわけでありますから、一人を養ふのに一反歩の土地で養つて居ることになる。無論この一反歩の中には桑園も耕地として考へられて居るのであります。然るに歐羅巴で割合に集約的の農業をやつて居るといはれて居る白耳義はどうかといふと、一人當り一反六畝でありまして、日本に比べて六割増、英吉利は御承知の如く非常に草地が多くて……家畜のためにやる草地が多くて、耕地の三分の一しか穀類を作らないのであります。其の穀類を作る土地だけに就いて見まして、一人當り一反五畝餘でありますからして、若し家畜を養つて居る草地を入れますと其の三倍、即ち五反歩になります。獨逸にしても、矢張り草地を除きまして一人當りが三反餘の土地で一人を養つて居る割合であります。近頃農業經營の上手なことで屢々例に出まする丁抹に於きましては一人當りが八反六畝、約日本の八倍に當つて居ります。又亞米利加には人口一人に對して一町三反といふやうな状況になつてゐるのであります。亞米利加人の書きました物に依りまして、如何に少く見ても家畜の爲の土地を除いて一町歩の土地がなければ現在では人間一人を養つて行けないといふことを申して居りますので、家畜を養ふ土地まで入れますれば今日では二町歩以上を使用して居るやうな割合になつて居るのであります。斯ういふ状況でありますからして、日本が耕地を家畜のために割いて之を飼養し、それに依つて動物性の食を得るといふことは理窟は結構であつても、土地の状況が容易に許さないのであります。我國の如く澤山の人を狭い面積で養はなければならぬといふことになれば、どうしても穀類の生産を主とすることになつて行く事は己を得ないことであらうと思ふのであります。斯ういふ現状でありますから、將來段々人口が増加するに従ひまして當然日本の農業が現状の儘でありましたならば、此等の澤山の人を養ふといふことは困難であります。従つて益々食糧

將來に於ける米麥の需給

を外國から仰がなければならぬか、或は外國へ移民することを奨励しなければならぬといふ議論も段々やかましくなつて參つたのであります。私も移民に就いて別に反對する考へは全然有たぬのでありますから、或る程度まで行くことが出来れば出た方がいゝではないかと思ひますが、顧みて澤山の人が出得るかといふと、現狀に於ては中々さういふわけに行かぬのでありますから、どうしても此の狭い土地で如何にして澤山の人を養つて行くかといふことを考へて行くより外に方法がないのではないか、さう致しますに就いては矢張りそれ等の食糧をどうして内地に於て生産するか、或は帝國の領土内に於てどうすればそれだけのものが出来得るかを考へて見なければならぬと思ふのであります。今日お集りになつて居る方々は我實業界に於て皆特別に地位の優れた方でありますので、特にお願いをして置きますのは——斯ういふやうなことは私共農業者としての立場から、さういふ勝手なことをいふのだといふ風にお取りになるかも知れませぬが——從來各方面から屢々聞かされて居りますのは米の値が安くならなければどうしても職工の賃銀が安くならぬから日本は外國貿易が非常に困難である

農家が米の高いことを好むのでは日本の商工業の發達の上に於て非常に邪魔になるといふやうなことであります。このことは實業家方面から承るばかりでなく、役所に於ても商工方面に従事せらるゝ方々から始終さういふことを聞かされて居るのであります。それで此方々の御話では、米を將來日本で自給するには澤山の金が要る、従つて高い米を買はなければならぬ。それよりも外國のものを入れたら宜いではないかといふ方もありますが、併しながら現在に於ても日本で出来るだけの米では分量が足らない。一昨十四年に於きましては、約一億圓以上の米が輸入されて居ります。又麥類：小麥の輸入が多く、昨年一昨年共に七八千萬圓の輸入があるのでして、米と麥だけでも既に二億圓に近い輸入があるのであります。此の割合で將來進みましたならば米なり麥なりの輸入價額は、非常に多くなるであらうと思ふのであります。それに就きまして若し——斯ういふことを申しては甚だ濟まぬのであります——日本の工業がよく發達して外國貿易が旺んになつて、恰も英吉利のやうに外國から澤山の金が入つて來て、食糧に澤山の金を拂つてもよいといふことを、若し保證することが出来るな

第一表 米麥消費ノ現状

米 (白米ニ改算セルモノ)

消費	石 數					消費ノ割合		
	内地米	朝鮮米	臺灣米	外米	合計	内地米	朝鮮米	外米
	萬石	萬石	萬石	萬石	萬石			
大正5-6	5,148	113	50	3	5,348	96%	3%	1%
6-7	5,099	119	80	124	5,422	84	4	2
7-8	4,723	224	119	532	5,604	94	6	10
8-9	4,974	203	88	262	5,527	90	5	5
9-10	5,228	225	65	726	5,991	94	5	1
10-11	5,074	305	81	280	5,740	88	7	5
11-12	5,189	291	89	209	5,779	90	6	4
12-13	5,132	404	107	362	5,906	87	9	4
13-14	4,924	454	184	354	5,916	83	11	6
14-15	5,007	485	220	372	6,084	82	12	6

麥 (白米ニ改算セルモノ)

消費	石 數				消費ノ割合		
	小麥	大麥	稈麥	合計	小麥	大麥	稈麥
	萬石	萬石	萬石	萬石			
大正5-6	337	530	664	1,532	22%	35%	43%
6-7	383	514	688	1,584	24	32	43
7-8	497	475	653	1,624	31	29	40
8-9	589	557	639	1,785	33	31	36
9-10	454	465	696	1,615	28	29	43
10-11	692	507	592	1,791	39	28	33
11-12	544	492	598	1,634	33	30	37
12-13	679	428	491	1,596	42	27	31
13-14	510	452	482	1,444	35	31	33
14-15	672	494	652	1,820	37	27	36

米 麥 合計

消費	米 麥 合計	米	麥	人口一人當リ
大正5-6	6,880萬石	78%	22%	1,627
6-7	7,006	77	23	1,200
7-8	7,223	78	22	1,313
8-9	7,312	76	24	1,317
9-10	7,208	78	22	1,283
10-11	7,531	76	24	1,324
11-12	7,413	78	22	1,286
12-13	7,502	79	21	1,285
13-14	7,360	80	20	1,244
14-15	7,904	77	23	1,319

將來に於ける米麥の需給

らば、それも結構だと思ふのであります。併ながら一私共門外漢で分りませぬけれども一日本の現状から考へますと、日本には不幸にして工業の原料になるやうな天然資源といふものが甚だ少ないのであります。それでありませぬから、どうしても外國から原料を取つて日本で加工して、外國品と競争しなければならぬといふ状況であることは、皆さんに於ても御異存ないことであらうと思ふのであります。其の場合に於て私の考へます所では、若し外國と競争して優勝の地位を占めるためには、或は賃銀が安くて、さうして生産品が安くなるか、然らずんば職工の技術能力が優れて居つて、外國品より勝つて居る物を造るといふことがあつて始めて外國と競争し得ると思ふのであります。然るに我國の工業は此等の條件を具備して居るかどうかと申しますと私にはそれに就て多少疑を有つて居るものであります。かゝる事情の下に於て若し米なり麥なりの輸入が益々殖えて行つたならば國際貸借の關係がどうなるであらうか。食糧として國內で消費する物のために年々一億或は二億以上の金を拂はなければならぬことになれば、之を何を以て埋めて行くことが出来るかを考へて見ますと、米麥の價が少

々高くなつても……現在の勞賃は米價とは殆んど無關係の狀況でありますから……食糧の大部分といふものを日本内地及び日本の領土内に於て生産しなければならぬ、と云ふ結論に達するのではなからうかと考へますので、此點に就て特に皆様のお諒解を願ひたいと思ふのであります。然らば將來人口の増加に伴つてどれだけの食糧が要るかといふことを計算しなければならぬし、又今までどんな風に食糧が殖えて来たかといふことも考へて見なければならぬのであります。それで其の狀況を御覽に入れるためこゝに表を作つて来たのでありますが、それで最近十ヶ年間に於ける米麥消費の狀況を御覽に入れて、之を基にして將來此の割合で殖えて行くならばどの位になるかを計算して見たのであります。

米の方に於きましては大正二年以來政府に於きまして、五月、七月、十一月の三回に亘り毎年各月一日の在米調べが出来て居るのであります、但し今日の統計が極く正確とは申せませぬが、兎に角其の數字が分つて居りますから、それに輸出入の關係を加減致しますれば、一年間幾何の米を食つて居るかといふ事を大體計算し得るのであります。麥類に就いてはまだそれ等の調査が全くないのでありますから、國內の生産額が七月より翌年の六月迄に消費せらるゝものとし、輸移入超過額も同様であるとして計算をして見たのであります、それで麥類の關係から當年の七月より翌年の六月までを一年として、其間の消費したる米麥の數量を合計計算をすることに致しましたので、それが右の表に擧げた數字であります、所で從來米なり、麥なりは、日本では普通「石」で唱へられて、何百萬石、何千萬石といふ風に唱へられるのであります、例へば米に於きましては昨年は非常に少くして五千五百萬石、麥は二千二百萬石、斯う簡単に云はるのでありますが、米一石と麥一石とは人間一人を養ふ方に非常の差異あることは申すまでもないことであります。そこでそれ等を比較して見ますために私

は總て之を白米に計算を直しまして、米なり麥なりを皆白米の分量として之を計算して見たのであります。さう致しまして白米として計算を致します上に於きましても、朝鮮米は半分は玄米で入つて来るが、半分は白米として来るのでありますから、是は内地米の玄米とは同様に取扱はないで、玄米の分だけを白米に直して計算したのであります。それから臺灣米は殆んど玄米でありますから、是も内地米の玄米と同じに取扱つて居ります。外米の輸入されたものは皆白米でありますからして、たゞそれを石數に直したのであります。それ等を合計して大正五年の七月からして、大正十五年の六月までの數字を一年毎に集めたものが第一表中の米の表であります。この表の左側は内地、朝鮮、臺灣米及外米の消費額を示し右側は總消費米の數量に對する内地米、朝鮮米、臺灣米及外米の割合を示して居るのであります。これに依りて見ますと米の消費が段々殖えるに連れまして、外米朝鮮米及び臺灣米の割合が段々殖えて来て、内地米の割合が減つて居るのは御覽の通りであります。即ち大正五年から六年に内地米の割合が約九割六分であつたものが昨今では八割二分に減じて、反對に朝鮮及び臺

灣米は三分であつたものが一割二分、約四倍に殖えたといふ狀況を示して居るのであります。それから外米は一分であつたものが最近は六分を示して居るのであります。尙ほ同じやうな計算で麥の消費額を白米に改算致しまして、小麥、大麥、裸麥の十年間の消費量及割合を計算致しました物が米の次に表示しました數字であります。さうして其の麥類消費の割合がどんな風になつて居るかを右の方に小麥、大麥、裸麥に分けて其の割合を示してあります。大正五年から六年に小麥は麥類消費額の二割二分を示して居つたものが、最近に於ては著しく増加して四割近くになつて居りますが之に反して大麥、裸麥は漸次減少して居ります。小麥は御承知の如く歐洲戰爭前は平均八九十萬石を輸入して居つたに過ぎなかつた。戰爭中は輸入は無く、寧ろ日本で加工して製粉とした物を輸出した位でありましたが、戰爭がやみまして大正十一年以來内地の製粉業が發達して、小麥の輸入が驚くべき勢を以て殖えて參りまして、昨今では殆んど内地の産額に近い數量が年々輸入されて居るのであります。恐らく將來を考へて見ますと、日本の食糧品の輸入關係上では米の方は内地の生産が年に依つて豊凶があ

りますからして、外米の輸入が或は殖へたり減つたりするでありませうが、小麥はさういふやうな影響なしに、内地の生産が將來に於て殖へない以上、驚くべき勢を以て内地に入つて來るのであらうと思はれますから、我國民の食糧供給上外國より輸入の關係は或は米よりも小麥の方が一層大きい重要性を有つて來るのではないかと自分は私かに心配をして居るのであります。之に反して大麥、裸麥は段々需要が減つて來て居るのであります。段々文化は進むと申しますが、それに従つて斯ういふものが減つて來ることは、恰も獨逸に於て段々文化の進むに従つて黒パンを食ふことが減つて白い小麥粉のパンになつて來たのと同じであらうと思ひます、栽培反別に致しましても歐洲戰爭の頃以來著しい勢を以て大麥及裸麥の栽培反別が減じて居る、此の大麥なり裸麥の減つて來たのは所謂文化の進歩につれて消費が減じて來たのに加ふるに、從來麥の價格は米とある一定の比率を保つて來たのであります。最近に於きましては大麥、裸麥共に米に對する價格の割合が非常に低くなつて居ります。段々農家が引合はないといふことで栽培反別が減少するのであります。而して大麥及裸麥の消費の減つ

た代りに米及小麥の消費が増加して居るのであります。かゝる状況の下に於きまして米と麥の兩方を併せて一年間に白米として、幾らの物を食ふかといふことを計算致しましたものが、第一表の小麥合計として表して居る數量であります。大正五年から六年に於ては六千八百八十萬石であつたのが、段々殖えて十四年から十五年に於きましては七千九百四萬石になつて居ります。而して米と麥との消費の割合は右表に示しました數字に依つて見ますと年により多少の變りはありませんが、段々米の割合が殖えて昨年は十四年の麥が豊作であつたのと關稅の關係から小麥が十五年上半期に多く輸入された爲め、計算上米の消費割合が前年より減じて居りますが、段々米の割合が殖える趨勢を示して居ることが明かなると共に、麥は減る趨勢を示して居るのであります。之を人口一人當りにして見ますと前の表に示した通り大體大した差異はないのであります。十ヶ年の平均を致しますと一人當り白米として一石二斗八升二合になつて居るのであります。平均はさうであります、若し之をもう少し詳しく吟味して見ますと、麥を多く消費した年は一人當りの平均が多くなつて居りまして、米を

第二表 將來ニ於ケル需要額

		現在 萬石	10年後 萬石	20年後 萬石	25年後 萬石	30年後 萬石
白米トシテ	米	6,038	6,896	7,876	8,416	8,995
	小麥	668	926	1,142	1,233	1,310
	大麥	553	451	360	323	286
	合計	452	361	290	259	229
セルモノ 同上ヲ還元	米	7,711	8,632	9,667	10,230	10,820
	小麥	6,908	7,890	9,011	9,629	10,292
	大麥	1,017	1,409	1,737	1,877	1,994
	合計	659	538	429	384	341
來ノ増減額 同上ヨリ將額	大麥	807	645	518	463	409
	小麥		892	2,103	2,721	3,384
	大麥		392	720	860	977
	小麥		-121	-230	-275	-318
		-162	-289	-346	-398	

		10年後	20年後	25年後	30年後
米		1,259	2,390	3,008	3,672
小麥		804	1,132	1,272	1,339

外米ノ輸入十ヶ年平均玄米トシテ287萬石
 小麥ノ輸入超過 412萬石ナルヲ以テ全部之レヲ我
 領土内ニテ補給スルトセ今バ後増加ヲ要スル額ハ

餘計消費した年は平均が少なくなつて居ります、即ち人口一人當り消費量は麥の割合の最も少なかつた大正十三年から十四年が一番少いのでありまして、一人當りが一石二斗四升四合になつて居ります。又十四年から十五年は麥消費の割合が多くて、そのために一人當り一升九合、又大正八年から九年も麥の割合が多くて一石三斗一升七合を示して居るのであります、斯ういふ年次による差異は、麥の消費額を生産額と輸移入超過額との合計で計算した爲めと、或は私の計算の基礎にした麥類を白米に改算する割合に多少訂正を要する爲かと思はれますが、大體に於て白米として一人當り約一石三斗近くになるといふことは間違ひのない所だらうと思ふのであります。

次に第一表に示しました、既往十年間に於ける米麥の消費額を基礎として消費額が従來と同じ割合で増加するものとして、將來に於ける需要額を計算して見ますと、第二表の如くなります。

右の表に示しました將來の需要額を計算しまするには、普通には人口の増加を計算して之れに一人當りの平均消費額を乗じて將來の需要額を出すのでありますが、人口の増加率が大正九年以前と九年以後とで大きな開きがあります。大正九年までは人口千人に就いて十二人幾らのが、九年以後は十三人餘になつて居るのでありますから、將來の人口増加を計算するに何れを取る方がよいか分らないのであります。そこで私は人口の方は考へに入れないで、過去十年間に於ける米麥消費の増加の趨勢が其のまゝ續くものとして、計算をしたのであります。こゝで一寸申し上げて置きたいことは第二表の中に現在として表示して居ります米麥の數量が、第一表に示しました十四年乃至十五年の數字と異つて居ることでありませう。これは將來の需要額を計算しまする爲めには前申し上げた様な譯で、過去十ヶ年間の趨勢によることゝ致しましたので、大正五年七月より同十五年六月迄の十ヶ年間の毎年の消費額に基づきて、其増加率を複利計算法により、且つ年次による多少の増減を平均せしむるの計算法を採りました結果、現在に於ては第二表の現在の欄内に示した數字を得たのであります。従つて將

來の需要には、此第二表現在の數字を基礎として計算したのであります、それで第一表は實數であり、第二表は第一表の事實に基づきて計算したる計算數であることを御含みを願ひたいのであります。

それで右の計算に依りまして將來年々の殖え方は、どの位の割合になつて居るかといふと、假りに人口一人に對する消費額が同一だと致しますれば、右の計算による増加率は人口の増加率を表はすことになりませうから、之れを現在の人口の増加率の、千人に就いて十三人餘、或は大正九年以前の千人に就いて十二人餘に比較しますると、何れよりも少いのであります。即ち約千人に就いて十一人・三七といふ數になつて居るのであります、人口の増加率よりも少い數になつて居ります。併しながらこれは米麥だけでありまして、米だけに就いて同じ様な計算をして見ますと、人口の増加率よりも寧ろ多いのであります、一〇〇〇に就いて一三・四の割合で米の消費が殖えて行くのであります。右の表は斯ういふ現状を基礎にして計算を致しましたのであります。尙此數字は米麥共に白米として計算をしたのでありますから、これを元に還し

て玄米或は小麥、大麥、裸麥として計算致しましたものが其の次に「還元せるもの」として表してあります。さうして其の次に將來と現在との差額、即ち將來の増減額を表示して置きました。將來の需要額が此の數字の通りであると假定致しますと、十年後に於きましては、米は八百九十二萬石増さなければならぬ。小麥は三百九十二萬石殖えることになる。それに反して裸麥は百二十一萬石、大麥は百六十二萬石減るといふ計算になるのであります。又三十年後の數字では米が三千三百八十四萬石、小麥が九百七十七萬石殖えて、裸麥が三百十八萬石、大麥が三百九十八萬石減つて行く計算になるのであります。此の計算通り考へて見ますと、三十年後に於ては米は現在の消費額から見ると約五割位殖え、小麥は現在と同額殖え、裸麥、大麥共に約五割位減つて行く計算になるのであります。所で今日まで此の計算に使ひました十年間に於ける米の輸入がどの位あつたか、今日の外米は白米であります、それを玄米として計算をして見ますと、二百八十七萬石の輸入を年々平均してやつて居ることになります。昨今……一昨年當りは三百二十三萬石になつて居りますが、平均致しますと年々二

百八十七萬石の玄米を輸入して居ることになつて居ります。小麥の輸入超過は年々四百十二萬石、尤も小麥は十一年から計算をして居ります。其の以前には殆んど僅かな輸入しかなかつたのであります。それから昨今に於きましては小麥の輸入されたものゝ中で、之を製粉として外國に輸出せられるものが澤山ありまして、現に昨年の如きは小麥を粒として勘定して見ますと五百五十萬石以上の輸入があつたのであります。其の中約百五十萬石の小麥は粉になつて輸出されて居りますから、それ等の數を差引いて五年間の平均を取つて見ますと四百十二萬石年々輸入して居るのであります。若し此の現在の輸入を全然我領土内で補給する積りで考へて見ますと、米に就いて十年後には千二百五十九萬石、小麥に於て八百四萬石を増加しなければならぬ。更に三十年後に於きましては米に於て三千六百七十一萬石、小麥に於ては千三百八十九萬石だけのものを生産しなければ辻褄が合はないことになるのであります。此の計算に依りまして、それならば是だけのものが果して内地で以て、帝國の領土内に於て自給し得られるや否やといふことが非常に大きい問題であつて、是が十分に解決出来る

ならば、食糧の心配はないはずである。此の點に就きましては或はいろいろの御意見もあるであらうと思ひますし、それに就いてお話も拜聴致したいと思つて居りますが、私が此の穴埋めの方法を自分で考へて見た所では——無論それをどうして實行が出来るといふことは第二の問題であります——先づ是だけのものがどうすれば内地で出来るか、或はそれをこしらへる土地に就いて、土地をどういふ風にすればさういふことが出来るや否やといふ問題に結局歸着するのであります。

第一米の問題から考へましても三千六百七十萬石餘の米が、三十年後に要るとすれば、之をこしらへるにはどの位な場所が要るか、又どれだけづゝ一反歩當りの生産量を増して行かなければならぬかといふ問題になるのであります。所がこの米の増加を要する數量の中で朝鮮、臺灣からの移入米の増加を見積つて見なければなりません。現在朝鮮、臺灣よりの移入米は消費額の一割二分を占めて居るのであります。十四年の七月から十五年の六月までに移入しました數量は玄米として計算して、臺灣から二百五十二萬石、朝鮮から五百十六萬石、併せて七百六十八萬石に達して居ります。

それで朝鮮なり臺灣に於て是から三十年後或は二十五年後に致しましても、どれだけ供給出来るか考へて見なければならぬのであります。是も將來の見込であります。臺灣總督府の調査に依つて見ますと、臺灣には現在水田が約三十八萬町歩あるのがあります。而して將來殖える見込みが約十二萬七千町歩、ざつと十三萬町歩の耕地が殖える。さうすると此の合計五十一萬町歩に於きまして、將來内地に移入する米の分量が幾らになるか、臺灣總督府の計算では約五百三十五萬石が、内地に移入し得られる計算になつて居るのであります。是は無論御承知の通り、昨年から内地に蓬萊米の名で入つて居ります。内地種に依る收穫の増加も無論計算に入れてありますし、又耕地改良に依つて殖えるものも計算に見込んであります。現在では、外國米が臺灣に入りまして、外國米と入れ替りに臺灣米が内地に入つて居る状況であります。是も臺灣に將來外米を入れない、計算にして五百三十五萬石が將來内地に供給し得られる數であることになつて居るのであります。假に之を其の通りと致しますと、將來二百八十三萬石が臺灣から増加し得られることになるのであります。

朝鮮に於きましては、御承知の如く昨年から産米増殖計畫が實行されまして、主として三十五萬町歩の土地に水利事業を起して、土地改良をやり、尙ほ其の外の百三十九萬町歩の土地に於きましては農事改良をやつて増收を圖り、現在の水田反別は約百五十五萬町歩あるのですが、水利の改良に依つて、それが約二十萬町歩の水田が増加することになり、それ等に依つて八百二十萬石の増收を得るといふ朝鮮總督府の見積りであります。其の八百二十萬石が全部内地に入つて來るならば、可成り朝鮮から供給される分量も多いのでありますけれども、是が全部内地へ入つて來ることは考へ得られぬのであります。朝鮮に於ても段々人口が増えるし、又現在では外米及滿洲粟を輸入して、朝鮮米が内地に入つて來て居るのですから、段々朝鮮に於て人口も殖え、文化が進んで來るから、朝鮮人が朝鮮で生産した米をもつと多く使ふやうになることは申すまでもないのであります、之を全部見込むといふことは出來ないのであります。假にその六割を見込むと致しましたと、四百九十三萬石になりますから、朝鮮と臺灣より移入の増加額は七百七十六萬石となるのであります。之を以て此數字

を少し内側に見て、七百五十萬石を將來朝鮮及び臺灣から期待し得られると致しますれば、三千六百七十一萬石よりこの七百五十萬石を差引いた残り、二千九百二十一萬石が外米を輸入しないとすれば、内地で生産しなければならぬ數量になるのであります。此の數量が内地米の現生産額に對しどの位に當るかと申しますと、大正十年から十四年までに於ける内地の米作の五年間の平均數量が五千七百六十萬石でありますから、夫の五割少し餘になるのであります。此の現在の産額の五割餘の米を三十年後に増加しなければならぬのでありますから、それを此の統計から申しますと、現在の反別一反當りは二石が幾らか缺けて居ります。假に一石九斗と見ても五割として九斗五升の米を増收しなければなりません。是が果して三十年間に得られるかどうか、又一面から見ると、現在の統計が果して實際の生産額を示して居るかどうかといふことも考へなければならぬのであります。實際の生産額が統計より少し多いならば、將來殖やすべきものをもつと殖やさなければならぬ結果になるかも知らないのであります。以上の如く將來二千九百萬石餘の米を増殖するには先づ第一に耕地の擴張の能否を

考へなければならぬのであります。現在の水田約三百萬町歩は、今日既に利用し得る所だけは既に水田になつて居るのであります。此の上水田が殖えるや否やといふことは、將來多少の増加はあるべきも、澤山の水田を得ることはむづかしいのではないか、可能性が餘程乏しいのではないかといふ議論も無論あるのであります。果して將來日本にどれだけの水田が出来るかは兎に角、將來開拓し得べき地の見込を立て、計算をして見るより仕方がないのであります。凡そ將來どの位な水田が出来るかに就いては極く詳しい數字は未だないので、唯大正七年の末に農商務省で當時調べられた數字があるだけであります。其の數字に依りますと、大體將來改良し得る面積が約二百萬町歩、其の中で八十萬町歩が水田になるといふ數字が出て居ります。併しながら之をもう少し吟味して見ますと、二百萬町歩の開墾が出来るといふ中には現在の畑作を田にするといふ面積が、二十萬町歩含んで居るのであります。さう致しますと實際殖える面積は百八十萬町歩であつて、其の中で將來殖える水田は畑作の二十萬町歩を入れて八十萬町歩になりますから、實際に將來殖える水田は六十萬町歩であります。

是が、先づ現在の場合に於て想像し得られる將來擴張し得べき面積であります。所が御承知の如く、昨年から北海道の第二次拓殖計畫が企てられたのであります。これに依りますと、將來北海道にて擴張し得べき面積は七十八萬町歩であります。

この面積は大正七年の調査と同じであります。たゞ田の割合と畑の割合が變つて居りますので、第二次計畫に依りますと……現在では田が十四萬町歩、畑が六十四萬町歩、合計七十八萬町歩あるのを、田を四十五萬町歩、畑を百十三萬町歩にして、合計百五十八萬町歩にする計畫になつて居ります。さういふ計畫通りに考へて見ますと、我内地に於て將來殖え得る面積が、計算通りと致しますれば、田が八十五萬六千町歩殖え、それからして畑の殖えるのが百十七萬町歩でありますけれども、其中二十萬町歩は前の畑が田に變るのでありますからして、九十七萬町歩位が將來殖える畑と見てよい、と思ふのであります。之に依りまして將來のことを考へて見なければなりません。尙ほこゝに考慮しなければならぬのは、近年河川の改修、或は鐵道の敷設、又郊外等に於きましては、市街宅地なり、或は工場などの建設のために、耕地が段々

農業以外の目的に利用される面積が可成り少くないのであります。それから尙ほ大正七年から今日までに、開墾された田畑が相當あるのであります。大正七年から十四年までに開墾されて殖えた土地が田で四萬四千町歩、畑で約十八萬六千町歩、合計二十三萬町歩位のもので、大正七年に比して殖えて居るのであります。それで前述の將來増加し得べき面積より此等の面積を控除したものが、實際將來に於ける増加面積となるのであります。而して道路河川、宅地、工場等に利用せらるゝ面積は大正七年以來十四年までの平均を取つて見ますといふと、水田二千四百四十三町歩、畑六千九十九町歩、合計約九千町歩の多きに達して居ります。此等の土地は、吾々共から申しますれば、今まで農業に適して居た土地でありますから、此等の土地が農業方面の生産以外の用に供せられて、新たに殖えるのは寧ろ地味の良くない新開墾地でありますから、農業の方面より申しますれば、餘り有難くないことでもあります。それで若し年々此の割合で農業に使用して居る土地が、農業以外に利用されるとしますれば、三十年後に於て、田九萬町歩、畑十八萬町歩、合計二十七萬町歩といふものが減少することにな

ります。尙ほ此の外に北海道に於きましては、歐羅巴戦争の折には非常に豆類及澱粉の輸出が盛んであつた、ために畑が澤山開墾、利用されて居りました。所が戦争が濟んで澱粉の輸出が止り、又豆類の輸出も非常に減つて來たために、それ等の土地で荒廢に歸して居る面積が、可成り多いのであります。其の他、内地に於ても水害等に依つて荒地となつて居る面積が、少くないのであります。是等の面積を勘定致しますと、可成り多くなるのであります。併し此等の土地は、北海道の拓殖計畫から申しても、無論相當に利用されなければならぬものであるし、又内地の荒地に致しまして、其儘に放置せらるゝのではなく、一年遅れ位にて回復されつゝあるのでありますから、此等の土地は當然回復されるものとして、減少する土地の計算に入れなかつたのであります。以上申上げました農業に使用せる土地が、他に利用せらるゝものを差引して、將來殖える面積は、田約五十七萬八千町歩、畑五十八萬町歩、合計百十五萬八千町歩になるのであります。是だけの面積が殖えるといふことになりまして、米の方から申しますと、現在の水田面積が約三百二萬町歩、其の栽培面積に對して、最近

五年間の一反當りの數量が、一石八斗七升三合になつて居りますが、之に對して將來二割五分増すことに致しますと……其の二割五分増すことが可能であるや、否や、といふことは後に譲りまして……それに依つて千四百萬石を増すことが出来ると思ふのであります。それから今申しました、將來擴張される田の面積五十七萬八千町歩から二割五分の増收を豫期して居る、現在の水田と同様の反當收量、即ち一反歩二石三斗四升を得るものと致しますと、其の増收額が千三百五十三萬石、合計二千七百六十五萬石になるのであります。將來必要な、二千九百二十一萬石に對して、二千七百六十五萬石でありますからして、約百六十萬石位不足になるのであります。所が右の計算には陸稻を計算に入れて居らぬのでありまして、この不足は陸稻に補足することが出来るように考へられます。即ち現在では陸稻の栽培面積が約十四萬町歩に達して居るのであります。さうしてそれに依つて百四五十萬石の陸稻が收穫されて居るのであります。一反當り收量は最近五年間の平均では九斗六升でありまして、約一石の米が穫れて居るのであります。それで假に陸稻を一石二斗に増すことが出来ると致します

と、それに依つて現面積から三十三萬石の現在増收があることになり、又先刻申上げたやうに、將來七十萬町歩からの畑が殖えるのでありますから、この畑地の中で現在の陸稻の反別十四萬町歩と同じ面積を陸稻に向けることが出来、さうして一石二斗の收穫を得るものとする之によりて百六十八萬石殖えまして、合計二百萬石の收穫を得ることが出来るのであります。さうすれば將來増加を要する二千九百二十一萬石の米は上記水陸稻の増收に依つてカバーすることが出来るといふ計算になるのであります。

次に麥の方を考へて見ますと、先刻申上げたやうに小麥は段々需要が殖えて來るのであります。大麥、裸麥は之に反して需要が段々減つて來て居るのであります。現在の栽培反別から申しますと、小麥が約四十六萬七千町歩、大麥が四十四萬七千町歩、裸麥が五十四萬四千町歩、合計百四十五萬九千町歩であります。其の中の半分より少し少いのであります。六十三萬町歩が、水田の裏作として作られて居るので、残りの八十三萬町歩は畑で作られて居るのであります。然るに大麥、裸麥の消費が、將來

段々減つて行く趨勢でありますから、水田の裏作の大麥、裸麥の面積も、亦減つて行きますことゝなるので、今日に於て少くもこの水田の裏作の麥作は、之を小麥に乘替へるといふことにせしむることは、土地利用の上から見て、最も必要なことであります。若し現在麥類の栽培面積百四十五萬九千町歩といふものを、全部麥類の栽培に維持して行くことが出来、更らに土地の改良に依つて……現在の水田の面積三百萬町歩の約六割といふものは排水が悪いのでありますが、斯ういふ土地の排水をよく致しますといふと、米の収量が少くとも三割は増し得られると思ふのであります。のみならず、此等の土地の中氣候の關係上、其の後を裏作として麥作に十分利用することが出来る面積が、約五十萬町歩に達しますから假りに其半分、即ち二十五萬町歩に麥作を行ふことゝし、又擴張される畑、七十七萬町歩の二割だけが麥類に利用されるといふ風に考へまするといふと、こゝに百八十六萬町歩の畑が麥類全體に利用され得ることになります。さうして米と同じやうな意味で、現在の一反當りの收穫を二割五分増すことが出来ると致しましたならば、將來の麥類の需要額は十分に充すことが出来

るのであります。現在では十年から十四年までの五年間平均に於きまして、小麥一反當りの収量は一石一斗四升八合、裸麥も殆んど同じで一石一斗四升六合、大麥が一石七斗四升四合でありますが、これを二割五分増すといふと、小麥が一石四斗三升五合裸麥が一石四斗三升二合、大麥が二石一斗八升になります。此の數字によりまして、將來の需要に對する、栽培面積の計算を致しますると、大麥なり、裸麥は段々需要額が減つて行くのでありますから、三十年後でありますならば、大麥は四百九萬石を收穫すればよいのでありますから、それに要する面積は十八萬三千町歩あればよいことになるのであります。又裸麥の三百四十一萬石に對しては、二十三萬八千町歩あればよいことになり、残り百四十四萬町歩が小麥に利用出来ることになりますれば、三十年後に要する約二千萬石の小麥は、此面積で十分に收穫し得る計算になるのであります。

以上は單に計算の結果を申し上げたに過ぎないのでありますから、或はそれは計算ではそうなるかも知れんが、果して實行が可能なりやと云ふことは疑問であるとの御考

へもあることゝ存じますが、前に申上げましたごとく、我國民の食糧の大部分を國內にて生産することは、國際貸借上大なる關係を持つて居ることであり、加ふるに米に於きましては、將來其需要の増したる場合に、多額の輸入を求むべき相手が現在の地方以上に見付けることが困難であり、且此等の地方に於ても果して將來我國の米の不足を補ふに充分の生産を望み得べきかは疑問であります。又小麥にありましては米國加奈陀、濠洲、アルゼンチン等に於て多量に生産せらるゝから、内地に於て無理に産額を増さなくても、海外より廉價に供給せらるゝのではないかと御考もあることゝ存じますが、我國の水田利用上、麥作は二毛作として唯一の作物でありまして……緑肥としての紫雲英を除けば……若し麥作は減少するに委すと云ふことになれば、我國の水田の利用上大なる缺陷を生ずることになります。此等の點よりして私は米麥の増收上、前記の計算が實際化し得る様に耕地の擴張は是非共之れを行はねばならぬものと考へて居るのであります。

以上の外、更に考究を要する問題は、米麥の一反歩收量を將來二割五分増すことが

出来るや否や、といふことであります。今までの位殖えたかを調べて見ますと、明治三十年頃と昨今の三十年間の比較を致しますと水田の反別は現在に於ては明治三十年に比べて、一割四分の増加を示して居るのであります。所が米の産額は二十六年から三十年の五ヶ年平均が三千七百六十四萬石で、約三十年後の大正十年から十四年までの平均が五千七百六十四萬石でありまして、丁度二千萬石殖えて居るのであります。其増收の割合は五割三分でありますから、面積が一割四分殖えたにして勘定して見ましても三十年間に三割四分五厘位な増收を得て居るのであります。其の當時は今日よりも米作が進んで居らぬのでありますから、改良の効果も多く毎年一分餘づゝの増收を示して、三割五分に近い増加になりましたが、之に比べて將來三十年間に二割五分増の見込は少し多過ぎはしないかといふ疑も起り得るわけであり、併しながら私共の考へる所では三割五分といふことは決して大きい見積りだとは考へなくてもいゝやうな氣がするのであります。と申しますのは……米の收穫の増加をなす上に於て何が一番影響するかと申しますと、言ふまでもなく種類と肥料の關係であ

ります。栽培の方法も多少それに加はるのでありますが、最も重要なものは種類と肥料でありますから、收量の上に及ぼす兩者の力を考へて見たらば、二割五分が計算上多いか少いかといふことは、恐らく判断し得られることと思ふのであります。私の今までいろいろ實驗したところに依りまして、増收上種類の改良が大きい原因の一つであると數へて居るのであります。

米に致しましても、麥に致しましても、現在栽培せられて居る種類の多くあることは申すまでもないことであります。日本に於ては昔から所謂神代の頃から稻作をやつて居ることでありまして、従つて栽培せられて居る米の種類といふものは非常に多いのであります。今から約二十年前に、農事試験場に於て、全國から稻の名前の違つたものを集めました時に、約四千を得たのであります。無論其の中には同名異物もあり、異物同名のものもありましたが、それ等を除きまして、多少でも目で見ることの出来る性質の差異のあるものが、約三千五六百あつたのであります。之を大きく分類して見ましても、今日六百位な違つたものがあると思ふのであります。兎に角是等のも

のは、長い間人間が力を加へて色々選擇して來たもので、相當優良な種類であるといふことは當然のことであります。最近……明治以後に於きまして、優良なる種類の出來た著しい例を申しますならば、關東以西——關東には少いのでありますが——に於て最も廣い栽培面積を有つて居る神力といふ種類は、明治十年に兵庫縣……播州の農家が選出した種類であります。其の當時は今日とは違ひまして、外國に米を輸出して居つた時分でありますから、最初は粒が小さいといふので、地主は小作にさういふものを作つてならぬ、作つても小作米として受取らぬといふことまでやり、又ある縣に於きましては組合の力で、それを嚴禁してまで作らせなかつたのでありますけれども、收量が非常に多いといふことが、一般に分つて來て、今日に於きましては全國の水田三百萬町歩の約二割の六十萬町歩まで此の神力、若くは其の系統の種類が栽培されて居るのであります。又關東に於きましては愛國といふ種類が關東以西に於ける神力の地位を占めて居るのであります。此愛國種は……明治三十八年の東北の大凶作の際、殊に宮城縣が最も凶作が激しかつたといふのは、宮城縣に於て愛國を作つたから

でありまして、愛國は宮城縣に於きましては晩稻に屬しますが、關東では中稻であります。それで氣候の相違から愛國を宮城縣で作つて最も慘害を受けたといふ位でありまして、愛國といふものを其の當時は非愛國とまで悪くいはれた種類であります、それが……三十八年の東北の凶作が仲立したとでも申しますか、其の頃から段々關東方面に愛國が澤山に作られて來たのであります。それも初めの四十年前後に於きましては埼玉縣では愛國等は決して小作人に作らせない、又作つても検査所へ持つて行けば不合格としてしまつた、さういふ米を作つてはいけないといふ風で、種類としては非常に迫害を受けたわけでありまして、收量が多いからといふわけで今日では非常に擴がりました、今日に於きましては關東及び東北の一部にかけて二十五萬町歩以上作られて居るのであります。又明治二十六年、山形縣で選出せられました龜の尾といふ種類も今日では東北から北陸地方まで擴がつて行きました、是も今日では十七八萬町歩の栽培面積を有つて居るのであります。要するに右の如く古來、次第々に新しい優良なる種類が選出されまして、米の産額が段々殖えて來たのであります、今

日に於ては可なり收量も増加して居るのであるから、今後人力に依つて果して是以上收量の多い種類を選出することが出来るや否や、といふ事は疑問であらうと、或は御考へになる方もありますでせうが、私は近來發達致しましたる實驗遺傳學の應用によつて十分其目的を達し得ると信じて居るのであります。實驗遺傳學は御承知の如く、今を去る、約六十年前にメンデルといふ人がいひ出した遺傳の法則が基礎になつて居るので、此法則は一時學界に於ては餘り認められなかつたのが、二十六七年前から再び世に出て來たのであります、此の法則に依つて行きますといふと……人間に就ては中々困難であります、植物に關しては今日澤山の實驗成績があります……二つの種類の間に掛合せ、即ち人工交配を行ひ、其雜種に出來た種子を蒔くと孫の代には兩親と異つた性質を持つて居る、色々の變つたものが澤山出來るのであります、しかも其の出來る割合が、どの位であるかも計算することが出来るのであります。されば此法則を實際に應用し、色々の種類間と同交配を致しまして、それによつて出てくるものを選択して行きますと、吾々の祖先が何代或は何百年といふ、長い間苦んで得た結

果と同一、若くは更によい結果を秩序ある方法でやつて行けば、僅かの間に容易に得られることが出来得るやうになつたのであります。現に私共が此の方法でやつて居ります結果に依りましても、掛合せによりて出来たものの中には收穫の多いものが段々出て来て居るのであります。先刻申上げた神力の種類に致しましても、是は收穫は多いが作るに非常に厄介なことがある。それは少し收穫の時期が晚くれると籾が落ち易いのであります、之に對しましては籾の落ちにくいものを掛合せたのであります。其の結果は五六年かゝつたのであります、籾の落ちない收量の多いものが出来たのであります。又今日肥料を澤山やると病氣になり易いものに對しましては、病氣に強い種類を掛合せた結果、病氣に強い種類も段々出来て来たのであります。又愛國或は先刻申上げた龜の尾といふものを兩親の一方に使ひまして、出来た新種類……私共の手でこしらへたものが、今日大分あるのであります。既に其の中の或る種類の如きは、各地方の試験場から、農家の手に移りまして二萬町歩、三萬町歩も既に擴がつて居るものも少くないのであります。是等の方法に依つて出来た新しい種類に依つて、收量

がどの位殖えるかといふと、是は所謂手前味噌かも知れませぬが、私共の實驗に依りますと、少くとも一割、多くなりますと二割以上の増收を得るといふ成績を得たものが少くないのであります。無論是は土地に依つても違ひますし、氣候に依つても違ふのであります、改良せられたる新種類を我國全體の農家が進んで之を栽培するとしましたならば、二割といふまでは行かなくても、我國米産額の一割内外の増收といふことは、敢て困難でないと考へて居るのであります。現に大正五年から此の仕事を政府が認めてくれました、地方の試験場に補助を與へて、私共の方から改良した新種類を送り、又地方でもそれ／＼其の地方の在來の米の種類を改良して行くことに努めて来たのであります。それに依つて改良された種類が一昨々年調べた所に依りますと、全國の稻作反別の六割以上に普及して居るのであります。勿論此普及した反別中には氣候や土地の關係で増收のなかつたものもありませうが、全體の増收がどの位になつて居るかを栽培面積の總てから計算して見ますと、約八分の増收を得て居るといふことになつて居ります。この増收は全國の稻作反別三百萬町歩の六割に對して、八分で

ありますから、從來の收量に對して比較しますると、約十五萬町歩の土地の擴張が出來たといふことにいひ得られるのであります。又現在の米の生産額から計算しますれば、其五分即ち約三百萬石增收して居るといふことがいひ得るのであります。それで將來この種類改良の事業を十分に發達させて参りましたならば、尙一層收量の多いものを得ることも出來、從て全國の生産額を増加し得べきことは前申上げた通りであります。但しこの仕事をするには多數のものを栽培して、其中から選擇するのでありますから、相當規模を大きくせなければなりません。幸ひにこのことが認められ、本年から豫算を得まして、全國的に仕事をする事になりました。元來稻の種類の適否は地方に依つて違ふのでありますから、右の仕事と致しましては、全國に九ヶ所の地方農事試験場に、農林省から費用を出して、私共の試験場と聯絡を取り、仕事を分配しまして私共の方で人工交配を行ひ、之れに依つて出來たもの……色々性質の異つたものを混じて得るものにて、未完成のもの……を右の地方試験場に送つて、其の地方々に依つて優良なるものを選抜せしめやうといふ計畫を立て、着手しつゝあるのであります。

ります。此の仕事が進んで参りましたならば、種類の改良に依つて收穫を今日よりもつと増すといふことは確かに出來ると思ふのであります。殊に私共が今力を入れて居りますのは、たゞ品質の非常にいゝとかいふことよりも、將來肥料を多く施しても病氣に罹らず多額の收穫を擧げ得るものを育成することでありませう。現在でも稻作の肥料として少くも三億圓の金を使つて居りますが、將來米の增收を期するにはもつと肥料を餘計やらなければならぬ事でありますから、之に對して肥料まけをせぬ種類を新たに育成しまして、澤山の肥料をやつても病氣にならず、澤山收穫を得ること、例へば人間でいへば大食をして出來るだけ力を出して働かすといふようにやつて行かねばならぬのであります。從來の種類は現在以上の肥料をやると病氣にかゝる處れがあるのでありますから、右の目的を達する爲めに私共はいろいろな病氣をわざ／＼人工的に稻に罹らしめて、どういふ種類が病氣に強いかといふことを試験し、一方に於ては肥料を多く使つて稻を栽培し收量の増し方と病氣に強いか、否やを試験して居るのであります、が相當見込ある成績を得つゝあるのであります。

次に肥料の關係を申し上げますが、日本の人造肥料に就きましては澁澤子爵が今から四十年も前からいろいろ御配慮になりまして、今日澤山に使はれるやうになつて來たのであります。今日金肥、即ち人造肥料及油粕類を毎年使用する價格は二億から三億といふ數字になつて居りまして、其過半が稲作に使用せらるゝのでありますから或は既に十分ではないかといふ風に考へられるのでありますが、私共は日本のやうな狭い面積から澤山のことを收穫するには、もつと肥料を供給しなければならぬと思ふのであります。現在では稲作には普通一反歩十五六圓の肥料を使用して居りますが、多收穫の例に依りますといふと三十圓、四十圓といふ肥料をやつて一反歩から六七石も收穫を得たといふ例もあります。又最近岩手縣で八石といふ記録を出して居ります。これ等の事例に鑑みますると、將來米の増收を圖るには今日よりも多くの肥料を使はねばならぬことは議論の餘地のないことと思ふのであります。或は將來に於て肥料を多く使用して收穫が多くなるにしても、果して引合ふかどうかは考へなければならぬこととありますが、この點に就て私が計算を致した結果に依りますると、……明治三十

六年から肥料の取締が施行せられました爲め肥料の統計が比較的精確に出来るようになったのでありますが、それに依つて内地に於て使用せらるゝ金肥に就いて計算をして見ました……一圓の肥料代をかけて、年に依つて無論米價が違ひますが、二圓の收入を得て居るのであります、つまり一圓のものをかけて倍の收入を得て居ることになつて居ります。是は三十八年から大正十二三年頃までの事實に就て計算をして見て、さういふ數字を得たのであります。それに依つて見ましても、まだ増收をする上に於ては現在の種類でも肥料をもつと多くやる餘地が相當あることが知り得られます。況んや將來病氣に強い、新しい種類の育成が出来ましたならば、肥料代に對する收穫の増加は決して今申上げた倍位ではなく、もつと多くなると思ふのであります。又我國では稲作上最も必要な窒素の給源もして、現在は油粕類の如き有機質肥料が多く使用せられて居るのであります、大豆粕の輸入が約一億圓に達すると云ふ状況であります。然るにこの油粕類の主成分である窒素の價格を、近來漸次使用額の増加しつゝある礦物性窒素肥料たる硫酸アンモニアの窒素の價格と比較致しますと、著しい差異

があるのであります。即ち油粕類中窒素の價格の最も低廉なる大豆粕で昨今の値段で其含有して居る窒素の價格を計算致しますと、窒素一貫目に就いて約五圓に當ります。が、硫酸アンモニアでは窒素一貫目の價格が二圓六七十錢でありまして、大豆粕に比して其の半分に過ぎない状況であります。將來に於ては前申上げたる如く米の増收上現在よりも多くの肥料を使用することが必要でありますから、肥料の經濟を計り米の生産費を成るべく少くする爲めには、比較的低廉なる肥料を使用しなければならぬことは云ふ迄もないことでもあります。従つて現在使用して居る高價なる油粕類が低廉なる硫酸アンモニア、或は石灰窒素等の如き空中の窒素を利用して製造せられたものに代るべきことは明かであり、またそう云ふ風に農家を指導して行かなければならぬと思ふのであります。但し硫酸アンモニア等の礦物性肥料を使用する場合には、有機質を併用することが必要でありますから、厩肥、堆肥の自家製造を一層奨励し或は綠肥用作物の栽培を盛ならしむるに努力しなければならぬのであります。かく致して參りましたならば將來に於ては現在に比し、肥料代を著しく増加せしめなくて米の増收

を多くすることが出来、農家の經濟を多少なりとも豊にし得ると思ふのであります。尙ほ小麥につきましても米と同じでありまして、種類の改良と肥料……麥類では從來稻程肥料をやらぬのでありますけれども……將來多く肥料をやつて行くといふことに致しましたならば増收も容易に、寧ろ殖え方が米よりも多くなるのではないかと思ふのであります。たゞ小麥の増殖上障礙になるものは外國との競争であります、御承知の如く小麥は世界の各地に於て多額の生産があり、其市價も世界的に定まりますから外國の低廉なる小麥に對して内地の生産は稍々もすれば不引合に陥る場合が多いのであります。それでこの儘に放置して置いては、我國に於ける小麥の生産は次第に減少することは明かであります。然るに前申上げました如く麥類は水田の二毛作として土地利用上必要なものでありますから、我國の土地利用を十分ならしめる爲めには小麥作の減少を防止するに努めなければならぬから、昨年私共は此等の關係上小麥の關稅引上げを希望致しましたので、幸に十分とは參りませんが、關稅の引上げが議會を通過して、小麥の栽培上多少保障を得ることになりましたから、將來種類の改良……これ

も昨年から前述米と同様の方法で着手して居ります……栽培法の改良によりまして増収に努めましたらば、生産費を今日よりも多少安くし得るといふことが出来得やうと思ふのであります。

以上申上げました米麥の増収に就きましては、耕地の擴張といふことが主たる眼目になつて居りますがこれが實行には非常に大きい金のかゝることでありまして、その出来る、出来ないといふことにつきましても種々議論のあることではありますが、我國食糧需給の將來を考へますと、何とかして其實現を圖らなければならぬのであります。尙それ以外に於きましても、米麥の増収上農村の金融を滑かにして肥料の資金を十分ならしめること、或は肥料を安く供給する方法、或は農産物の價格を出来るだけ有利にしてやるといふやうなことが亦適當に解決せなければならぬので、種々な問題があります。是は農村自身で解決の出来る問題でないのでありますから、私は此の機會に於て、日本に於て最も有力なる皆様方にそれ等の點に就ても充分に御援助を下されんことを希望して止まないであります。

(昭和二年五月七日東京銀行集會所に於ける本會第四回研究會席上の講演)

日本と國際労働機關との關係

前田多門

日本と國際労働機關との關係に於て、此國際労働機關と云ふものは如何なるものであるかと云ふ事に就ては、特に事々しく申上げる必要もないと思ひますが、御承知の通りヴェルサイユ條約の第十三篇に依つて設立された公の機關で、國際聯盟の一つの機關では御座いますが、併し餘程自主權を持つて居る、詰り國際聯盟書記局と云ふ、近頃迄新渡戸先生が御關係になつて居られた聯盟書記局とは、事務局も全然別個になつて居ります。それからそれに附隨する總會或は理事會と云ふやうな物も皆獨立の物を持つて居つて、總會の決議を経た事は、最早國際聯盟總會の方に懸けなくとも其儘效力を生ずると云ふ風に特別の機關になつて居ります。さうして經費は年々必要な豫算を國際聯盟の方から貰ひます。ちよつと一年に七百萬スキスフラン以上日本の金で

三百萬圓程の經營費を國際聯盟の總會の決議したものを貰ふ丈であつて、後は殆ど國際聯盟書記局とは關係なしに別個に働いて居る獨立の機關であります。事務所も三百五十人程の特別の役人が居つて經營を致して居りますし、局長も佛蘭西人のアルベルト・トマと云ふ人がそれに當つて居ると云ふ、全然別個の機關になつて居ります。それから組織も政府の代表ばかりでなく、民間の代表即ち使用者側所謂資本家の代表、それから労働者の代表と云ふものが政府の代表と同等の権利を持つて色々な決議をする、それから理事會も同じく政府の代表者ばかりでなく——國際聯盟理事會の方は皆政府の代表者ばかりであります、労働理事會の方は政府の代表者ばかりでなく、資本家の代表もそれから労働者の代表も出て色々な事を決議すると云ふ風に、全然別個の機關になつて居ります。是は百年程の沿革を持つて居りますが、今日は國際労働機關の事を申すよりは、日本と此機關との關係を申すのが主でありますから、此事はくたくしく申しませんが、兎に角百年程の歴史を持つて居つて、殊に戦時中及戦後戦事労働者の團體が頻りに斯う云ふ種類の國際機關を設立して、さうして國と國との條

約で労働條件の最低限度を決めて貰ひたいと云ふ要求が盛んであります。其聲が遂に認められて斯う云ふ機關が出来たので、さう云ふやうな關係から通常的外交的機關とは別に、一つの國際的の産業機關として、其組織も機能も通常の外交機關から違つたものとして、而も公法上の性質を持つて居るものとして認められた譯であらうと思ふのであります。

是と日本との關係がどうなつて居るかと思はしますと、初に極く其骨組みだけを申上げてそれから後で詳しい事を申上げやうと思ひますが、先づ、日本は八大産業國の一に算へられて居りまして、國際労働理事會と云ふ國際労働機關の繰廻しを附ける重役會議に當るものであります、それに政府の代表としては當然席を持つて居ります。理事會は二十四名から成立ち、其中十二名が政府の代表で、後の十二名を半分に割つて、六名が資本家の代表、六名が労働者の代表と云ふことになつて居りますが、其十二名の政府代表中八大産業國の政府は當然理事會に席を持つて居ります。八大産業國は何であるかと申しますと、英吉利、佛蘭西、獨逸、白耳義、伊太利、日本、加奈陀

印度で、御承知の通り國際聯盟の機關には此英吉利のドミニオンズがそれごとく一つの國と同じ資格を持つて居るから、加奈陀印度が入つて居る譯であります。國際労働機關は國際聯盟の方に附帶して居るので、聯盟の方に露西亞も亞米利加も入つて居らないから、米露と云ふ二大國が此八大産業國に入つて居ないのであります。それで先づ日本が此八つの中に入つて當然理事會に席を有して居ると云ふ譯で、私は其理事會に政府の代表として四年ばかり關係して居つた譯であります。

それから年々國際労働總會と云ふものがありまして、其總會で三分の二以上の決議があると條約案と云ふものを議定することが出来るので、其條約案が決議されると、各國の政府はそれごとく、所定の手續を執つて之を批准し、若くは批准しない。併し各國政府は必ず是を自國の條約に關する權限ある機關に提出して、批准するかしないかを決めて貰つて、さうして其機關が宜いと言へば、それを批准しなければならぬことになつて居りますが、是が又國際労働機關の一番大事な働きでありまして、詰り唯労働總會を開いて決議をしつ放しではなくて、決議する條約の案に就て、其の條約案

を銘々の國が夫々の機關を通して批准をするかしないかの態度を決めなければならぬと云ふことになつて居りますが、其批准をした條約がどの位あるかと申しますと、唯今迄國際労働總會が決議をした條約案が一九二六年即ち昨年迄で二十四あります。其中で日本は條約案六つ批准をして居ります。其主なるものは、失業を防止する爲に公益無料の職業紹介所を各聯盟國が立てると云ふ條約、それから工業のみならず、農業もあります。それから海運業もありますが、總て労働に従事する者の最低年齢を決める。詰り、チャイルド・レーバーを禁止すると云ふ條約案、之を日本が批准して居ります。其内容は十四歳以下の者は一切労働に使はないと云ふ條約案であります。日本には特殊條項が入つて居つて、十四歳以下の者及び十三歳以上で義務教育を終らない者は使はない、十二歳以上で義務教育を終らない者と云ふのが特殊の條項になつて居ります。是で工業と農業と海運業とで最低年齢の分丈けでも三つの條約案がありますが、此三つの條約案を批准して居ります。又海運業労働に付ては特に少年労働者に對して必ず身體検査をしなければ之を採らない、と云ふやうな條約を批准して居りま

す。

それから日本は國際労働機關のあるゼネバに非常に遠いものでありますから、理事會などは三箇月に一度開かれますけれども、外の國では労働大臣とか或は労働次官とか云ふ者が其理事會に向ふのであります。土地が遠隔であつて、日本では三箇月に一度開かれる理事會に、一々内地の責任者が出て居られない爲に、常設の政府の代表をゼネバに置いて居る譯で、それを私がやつて居つた次第で御座いますが、其爲に特に常設代表事務所を置いて、日本政府と國際労働機關との交渉に關する事は、總て其事務所を相手に交渉をし、直接日本政府に物を言うて來る代りに、其代表事務所と交渉をすることになつて居りますが、是は日本が初めてやつたので、其當時大變國際労働事務局の方ではそれを多として、外の國でも出來るだけさう云ふ風にやつて貰ひたいと云ふことを大いに勸奨したやうであります。其後日本に倣つて波蘭であるとか或は加奈陀であるとか、其他の國などもゼネバに事務所を置く様になりました。

併し大きな國は大抵ゼネバに近い英吉利や佛蘭西、獨逸であるから、さう云ふ事柄

のある時には銘々本國から責任者が出て來ることになつて居ります。それから日本には國際労働事務局の支局があります。唯今芝の協調會の會館の中に事務室を借りて居りますが、是はゼネバに在る國際労働事務局の支局で、此爲に確か日本の金で三萬圓程を出して居りますが、四五人の役人を置いて、さうして日本に關する労働狀況を一切國際労働事務局に通報する任務に當つて居ります。近頃それに倣つて國際聯盟書記局の方でも昨年以來支局が出來たやうであります。此労働事務局の方はそれより以前から支局が出來て居るのであります。此支局は唯今世界中で倫敦、巴里、羅馬、伯林、華盛頓、それから東京と六個所に置いてある譯であります。而して此國際労働機關の一年の經費は約三百萬圓であります。各國が皆其金を出し合つて居ります。其の内日本は確か二十萬圓近くの割當金を拂つて居る譯です。國際労働機關の關係で入費の一番餘計要るのは恐らくは日本でありまして、今の公の掛金に二十萬圓でありませんが、其の外常設代表事務所を置いて居る金が殆ど十萬圓もかゝる。労働會議の度に日本は、——今度の軍縮會議などに就ても新聞によく出て居るやうですが、代表一行

の數が多いと云ふことは何時も有名になつて居るやうです。是は語學や何かの困難の關係から、どうしても日本は一行の員數が餘計になると云ふことは無理からぬと思ひますが、労働會議は殊に政府、資本、労働の三つの方面から行くので、大勢になります。大分近頃は經費を節減して人を減らしても、其爲にわざ／＼日本から行く人が十六七名もあると云ふやうな譯で、其金が彼れ此れ十萬圓もかゝる。随分日本はお交際の爲に餘計金を出して居る。大體の骨組は以上のやうな譯であります、以下特に御注意を願ひたいと思ふ事項を段々お話致したいと思ひます。

一體斯う云ふやうに、此機關の爲にお交際の爲に日本が随分金を出して居る。それから他面に於ては、見方に依つては、日本程國際労働機關の爲に刺戟を受け、其爲に労働法制が出来たと云ふ國は恐くあるまいと思ひます。外の大きな國は皆それ／＼労働法制が前から發達して居るのだから、労働機關が出来ても労働機關の決議はそれ等の先進國がやつて居る事柄の平均點を取つて居るやうなもので、斯う云ふ決議があつたから特に法律を作らなければならぬと云ふ事は殆どありませんが、日本は労働法制

が遅れて居る爲に、労働會議の決議の結果、條約を批准する度毎に新に法律を作る必要が多く、國際労働機關の影響に依て出来た新法が相應あります。例へば職業紹介所法と云ふものは全く國際労働會議の結果で、今日東京市中などに公設の東京市立の職業紹介所などがありますが、是は全く其結果であります。それから労働者の最低年齢法なども其結果であります。それから昨年の七月一日から施行になつた工場法の改正法なども、此改正は全部華盛頓の條約とは相一致して居るのではなく、大分まだ開きがありますけれども、併し其工場法が改正になつたのは要するに此國際労働會議の刺戟の結果出来たものであらうと思ひます。さう云ふ風に非常に影響を受けて居る。併し國際労働機關に於て色々の事柄ある場合に、日本が一番苦しい立場に立つて居ると云ふ事を申上げて見たいと思ふのであります。

第一、此労働機關の憲法を作る時に、詰りヴェルサイユの條約の第十三篇を作る時に、一九一九年の初めに、労働法制委員會と云ふものが巴里で開かれまして、さうして條約の中に入れ込む爲に労働機關の憲法を制定したのですが、其制定の際に日本の

委員は随分苦しい立場に立つて居つたやうであります。種々の提議に對して態度を留保しなければならぬ、或は「ノー」と言はなければならぬと云ふ苦しい立場に立つて居つたのであります。根本問題として一體かゝる國際労働機關に日本が加入する事が良いか悪いかと云ふやうな問題に就ても、随分日本では議論があつた。吾國の代表者の中にも随分議論があり、それに對して相當有力なる躊躇の説もあつたやうであります。是は私は冷靜に見て無理からぬことと思ふので、西洋では兎に角労働法制とか労働運動とか云ふ沿革が随分長い期間を通つて發達して來て居るのに、日本は殆ど其時分位から労働問題が廣く叫び出された程になつて居るし、殊に國際労働機關と云ふやうな、國際的に労働問題を決めることは、殆ど日本は此時が初耳だつたらうと思ひます。西洋ではロバート・オーエンが此事を言ひ出してから百年の沿革を持つて居ります。日本は初めて聞いたのであります。併し國際労働會議と云ふやうなものは其以前にもありましたので、さう云ふ場合に日本が既に歐羅巴の國の間には問題になつて居つた事は事實であります。例へば一九〇四年と一九〇五年にベルリンで瑞西の政府

が主唱致して方々の歐羅巴の國が寄り集まつて労働會議を開いた事があります。此れは國際労働會議に於て一定の條約案を採擇した初まりと云つても宜いので、未だ平和條約などで公けの機關が出来ない前であるにも拘らず、チャンと條約案を作つて會議をやつたのであります。其際にも日本が非常に問題になつて居つた。其會議の時に黄燐を使用して燐寸を製造する事を禁止する條約案を議しました。ホワイト・フォスフェートは非常に人體に害があるからそれを使はないやうにしよう云ふことを議論した時に、英吉利やスカンデナヴィヤの國はさう云ふ條約案に就ては調印が出来ないと云ふ事を喧しく述べました。其調印の出来ない主なる理由は、日本が盛んにそれを製造して居る。其盛んに製造して居る日本を之に加入せしめないでさう云ふ條約案を決めるのは片手落であるから、それならば自分達は調印をしないと云ふことを喧しく主張して、一九〇四年と一九〇五年の二年に跨つて會議を開きましたが、五年に開かれる前には、日本にも此會議に入らないかと云ふことを言つて來ましたが、日本の政府はさう云ふ事は尙早であると云ふので會議に入らなかつた。日本が會議に入らない爲

に、遂に英吉利やスカンデナヴィアの國が一九〇五年の時には調印をしなかつたのでありまして、日本の事は随分さう云ふ會議には問題になつて居つたが、併し日本人としてはヴェルサイユ會議の時に初めて國際労働機關と言ふ様な事を聞いたと云ふ風であります。ですから、其處へ突然飛込んで行つて、歐羅巴と同じだけの色々の規律を受けると云ふことはどうであらうかと云ふことには随分躊躇があつた。其爲であるか、労働法制委員會では、岡實さんと、死なれた落合大使が委員でありましたが、随分苦しい立場に居られたやうであります。併し段々と大局から見てもさう云ふ機關に日本が仲間外れになると云ふ時ではないので、それに入つた譯であります。それですから、其後も種々なる總會に於て、種々困難な問題に出會して居ります。

第一に申上げなければならぬ事は第一回の労働總會が華盛頓で一九一九年に開かれたのでありますが、其華盛頓の労働會議以後第五回の労働會議、即ち私が參加した初めての會議ですが、第一回から第五回の會議に至る迄に、吾國労働代表、資格否認の問題が常に繰返された。それはどう云ふ事かと言ふと、ヴェルサイユの條約には労働

代表を任命する場合には、政府は其國に於ける最も代表的の團體と協議を遂げた上で労働代表を選任しろと云ふので、政府丈けの意見で勝手に選任することはいけないと云ふことになつて居ります。そこで資本家の代表に就いて、六大都市の商業會議所と云ふものを最も代表的の團體と認めて、其商業會議所と相談をして出したから、此方は別に問題は御座いせんが、労働代表の方に就ては、労働組合と云ふものが、當時發達が幼稚であつた。總ての労働組合を集めても組合員數が十萬人位である、今日は二十七八萬人と云ふ社會局の調べですが、當時日本の労働者は、農業労働者も入れて全體が七百萬人もあるのに、僅か十萬人位の労働者しか居ない組合を以て、果してそれが労働者を代表するものと言へるかどうか。どうもそれは言へないではないかと云ふ見解の爲に、さう云ふ労働組合を認めないで、政府が特別の方法を執つて労働代表を任命した。さうすると勢ひ出た労働代表と云ふものは何等労働組合に關係の無い人が第一回から第五回まで出ました。其爲に國內の労働組合からも異議が起り、それから外國の労働組合からの代表者——労働者の團體と云ふものが非常に團結力を持つて

固まつて居り、資本家の方も非常に團結力を持つて固まつて居りますが、其固まつて居る世界中の労働者團體から、日本の代表は本當の労働代表ぢやない、何故ならば組合以外から出た、労働代表だからと云ふので、非常に異議が起りました。其爲に毎年資格のヴァリデティを證明する爲に骨を折らなければならぬと云ふ譯であります。是は随分日本に取つては痛くない腹を探られる位までの色々の悪評を招きましたので、例へば労働組合がシツカリして居るものがないから出さないと日本の政府は言つて居るけれども、それは其筈だ、日本の政府は労働組合を壓迫して居つて、さう云ふものゝ發達を害して居るからして數が殖えないのだ、一方壓迫して置いて數が殖えないから、それは代表的でないと言つて出さないのは不都合である。而も條約の労働代表選出の規定を見ると、國內に於ける最も代表的な團體と相談しろと書いてあるので、假令千人あらうと一萬人あらうと、労働團體の中で比較的レプレゼンタティブのものであるならば、組合が小さくたつてそれと相談しなければならぬ、それを相談しないのは違法だと云ふので、非常にむづかしい議論が起りました。それで此政府の代表者は

大體外交的の禮儀から云つて日本のやつて居ることに豈に反對することも出来ませんから、どうか斯うか愈々決議と云ふ事になると、日本の労働代表の資格が認められましたが、空氣としては非常に悪い空氣が漂つて、それが原因で日本の労働政策と云ふものが非常に反動的である、殊に治安警察法の十七條など、云ふものがあつて、労働組合を非常に壓迫して居ると云ふ様な感じが諸國の人々の心持の上に一杯に漂つて居つたやうに思ひます。私が初めて參加した、第五回の總會でも、此問題が喧しくなつて、日本の労働代表自身が自分で資格を否認すると云ふやうな奇妙な現象を起したのであります。所が翌年から日本の政府も方針を變へられて、労働組合を認めて、さうして労働組合から代表を出すことになりましたが、従つて第六回の總會から以後は資格否認の問題は起らなかつた。之に就ては随分國內でも心配された方があるやうで、組合を認めて組合から代表者を出させるのは餘り突飛ぢやないか、まだ日本の國情に添はないぢやないか、組合からさう云ふ者が出た爲に、過激な現象を生ずるとか、向うの労働團體と氣脈を通じて過激な行動を執るやうな事があつて、日本の國の利益を

害するやうな事がないだらうかと云ふ懸念を持つて居られる方が随分初めはあつたやうであります、私が彼地に居つて見た實績に依りますと、結局政府が此方針を變へたのは非常に賢明であつたと云へるやうです。と申すのは、今迄日本の労働組合を指導して居つた人は主に本に依つて労働組合指導の原理を會得して、或はマルキシズムであるとか、云ふやうな事柄を唯本で呑込んで、理論の上に立つて割合に純粹に單純に考へて居りましたけれども、實際歐羅巴に行つて狀況を見ると、なか／＼本の上で以て單純に考へて居るやうなものとは違ふ。無論國際運動と云ふ物も一方には盛んであるけれども、國家運動も随分盛んである。それで矢張り國と云ふものは大事だと云ふ事も大分解つて來ますし、殊に西洋に行けば、皆が愛國者になると云ふやうな心理的影響も受けて、餘程實地を見た爲に、労働組合の代表者が穩健な思想を得て來たと云ふことが言へるやうであります。殊に随分過激な言動を弄して居つた或る労働代表の顧問の如きは、會議の途に露西亞へ寄つて、ソビエツトの狀況などを見て、甚だ其事がうまく行つて居ないのを見て、さうして歸つて以後、其人の労働組合指導の方

針などが餘程穩健になつたと云ふ事は事實は私の知つて居る人の中にもあります。結局此方針を變へて、彼等に責任を持たせて、さうして労働代表として西洋へ行つて西洋人と應對したと云ふ事は非常に好い影響を與へて居るやうに思ひます。それで此労働代表問題は是で困難が無くなつたのであります。

次に申上げなければならぬ事は、華盛頓の會議の場合に、日本が労働時間に就て特殊國として特殊制を認めて貰ひたいと云ふことを言ひ立てまして、それで色々むづかしい立場を作つた事柄であります。華盛頓の會議では先づ原則として八時間労働の條約案が作られたのでありますが、印度と日本の政府が特殊制を申立てまして、印度は一週間に六十時間、日本は一週間に五十七時間の労働時間にして貰ひたいと云ふ事を言立て、労働側の反對があつたにも拘らず、多數で是が通つたのであります。其當時日本は大國の中に入つて居りながら特殊國と云ふ不名譽な位置を持つて居ることは不都合だと云ふやうな議論も日本の新聞などに大分現れたのであります。是も私は公平に見れば、其當時八時間労働を直ぐ日本が採用出來ないと云ふ事は、是は無理のな

いことだらうと思ひます。西洋では其當時と雖も殆ど八時間労働と云ふものは通則であるが、日本は八時間労働はおろか、九時間労働、九時半労働になるのだつて、直ぐ色々法制實體をラヂカリーに變へなければならぬやうな場合であつたのであります。又日本の労働者の労働の仕方などが、西洋の労働の仕方などと違ふと云ふ點もあるもので、是は特殊國を言立てた事は無理のない事であらうと、公平に見て言へるのであります。唯其結末に就ては甚だ遺憾なのは、日本の政府が自分で特殊制を言立て、五十七時間と云ふ事を言うて置きながら、今以て其條約案すらも批准して居ない點であります。今日から冷靜に見たならば、寧ろ特殊制なんと云ふことを言立てないで、八時間労働は自分はサツポートすることが出来ないと云つて簡單に反對でもして居つたならば問題は簡單であつたのですが、五十七時間と云ふことを此方から言立てただけに問題の深みに入つて居るので、其言立てた條約案をまだ批准して居らないと云ふ點が、非常に困難な點であります。所が其原則の八時間の労働條約ですらも、今年の春頃迄は一向歐羅巴の先進國が批准をして居らなかつた。ですから大本の八時間制です

らも歐羅巴の先進國が批准して居らないのだから、日本が特に時間制を批准しないと云ふことを、さう攻撃される譯はないと、多少日本は辯解することが事實上出来たてであります。歐羅巴に於ける時間制の批准の遅いと云ふ事が日本で此問題を促進しなかつた一つの理由になつたと思ひますが、今年の春以後、歐羅巴の先進國が、今以て随分政治上思想上は反動的の空氣が濃厚であるにも拘らず、其時間制の條約の批准と云ふことに就ては大分促進して參つたので、今年の三月に五大強國の労働大臣の會議があつて、其席で大分好い空氣が出来て、其後白耳義が、八時間労働條約の批准を現實に致しましたし、佛蘭西も長い間揉めて居つたのが、今年二月に八時間労働條約の批准を致しました。獨逸は一時、八時間労働を九時間に逆戻りさせるやうな、労働法制を一九二三年の暮に出したのでありますが、今年の三月の労働大臣會議の時には、それを徹廢しやう、さうして華盛頓條約に大體合つた八時間労働其他の新しい労働法制を制定して、さうして法案を作つて關係の團體に諮問した上は、新法案を議會に出さうと云ふやうな意向を其際漏らしたやうな關係がありました。其後経過を見まするに

獨乙では新労働保護法と云ふ法案を作つて、さうして關係團體の意見を聞いて居るやうであります。近くそれを議會に出さうと云ふことに閣議が決定したやうな報知も得て居ります。さう云ふやうな譯で、昨年春以後、此問題が歐羅巴に於て促進して參つた。但し英吉利は今の保守黨内閣の間は、どうも此批准がむづかしいだらうと思はれる。殊に近頃は新聞にも出て居るやうに、労働組合などに就て大分反動的法案などを出した關係もあり、八時間労働の批准をすると云ふ、空氣になつて居らぬと思ひます。伊太利は昨年七月の末に寧ろ反動的の命令が出来て、それ迄は伊太利は主義としては八時間労働を賛成して居たのでありますが、一時、八時間労働を九時間労働にするると云ふ命令を昨年七月に出しました。是は問題の促進の前途に暗影を與へて居ると云ふ事を言へるのでありますが、さう云ふやうに昨年春以後、此問題が新に持ち上がり其の内には消極的の現象もありますけれども、併しそれよりもより強い積極的の現象も、白耳義、佛蘭西、獨逸などに起つて居ると云ふ譯で、斯様な現象に接しては、日本も此問題を矢張り眞面目に考究して、殊に一週五十七時間、一日九時間半の

労働制でありますから、此九時間半の労働制がどの點まで可能であつて、どの點まで不可能であるかと云ふ事に付き、もう少し科學的の根據を研究して置く必要があらうと思ひます。勿論國際法上必ず此條約案が批准されなければならぬ義務はないけれども、以前からの沿革に徴しまして、自分から言出した事であるから、其言出した事が調印が出来ないと云ふのには、どう云ふ理由で出来ないかと云ふ事柄を科學的にもつと研究して置く必要があると思ひますが、正直の話、朝野にまだ斯う云ふ科學的研究はないのであります。斯う云ふ點に就て注意をしないと、色々困る問題が起ると思ひます。

現に困る問題は既に起つたのであります。何故かと申しますと、一昨年の労働會議及び昨年の労働會議に、印度の資本家代表及び之に續いて政府労働代表が、日本が此時間制の條約を批准しないと云ふ事を厳しく攻撃しました。時間制のみならず、婦人兒童の夜業禁止の條約案がありますが、婦人兒童の夜業禁止の條約案も日本はまだ批准をして居らないので、其未批准に對して強い攻撃がありました。それに對しては一

昨年も、昨年も私は政府代表として辯護の位置に立つたのであります。印度の言ひ條は、自分の國は此二つの條約を批准して居る。所が日本はまだ批准して居らない、其爲に特に紡績業に於て非常に印度は苦しんで居る。日本は晝夜交代をやつて深夜と雖も婦女子を働かしめて、さうして此紡績の仕事をやつて居る、其爲に原料は印度から買ひながら、段々印度が自分の市場を日本の製品に脅かされて居ると云ふ事柄は、是は日本が低劣労働に依て不正競争をやるからであると云ふことを喧しく言ふのであります。今年も、昨日の新聞を見ると、國際産業、經濟會議の方で、ワデヤと云ふ印度の代表が此問題を提げて日本を攻撃して居るやうですが、續いて開かれる労働會議に果してどう云ふ言論が出ますか、私共は興味を以て見なければならぬと思ひますが、非常に印度が此事を喧しく申して居ります。私共が之に辯明を致すのには、成程形式の問題から云ふと、日本が批准をしないし、印度は批准をして居る、其點を捉へれば大變日本は悪いやうであるが、實質を捉へて議論をすれば、日本の労働條件は遙かに印度の條件の上に在る事は、賃銀を調べて見ても、日本の労働賃銀は印度の賃銀の殆

ど倍になつて居る、其他労働法制、社會法制、工場衛生の法制、又健康保險法と云ふやうなものを取つて一々比較をするならば、印度の労働條件が日本の労働條件に優つて居ると云ふ事は、甚だ嗤ふべき話である。唯形式の問題だけを取つて、日本を攻撃するのは當らないと云ふ事を辯明致しますが、實質の問題から言へば、私は此辯明が當つて居るのではないかと思ひます。唯此印度の紡績業では、皆様の方が寧ろお詳しくいでせうが、女工を餘計使はない、男子の労働者が多いので、日本のやうに婦女子を餘計使つて居らないと云ふ事が問題に餘程違つた趣を與へて居る。であるから、賃銀指數で云へば、日本の労働者は向ふの労働者の倍を取つて居ると言ふけれども、印度の男の労働者と日本の女の労働者の賃銀とを比較すれば、倍とは違つて居らない、略々同じになつて居ると云ふ點があります。兎に角是は困つた問題であつて、殊に國際労働機關と云ふやうな公けの機關に於て、條約を批准した國と批准しない國とどつちが良い立場かと云へば、是は言ふ迄もないことで、實質上労働條件が良いとか悪いとか云ふ問題を離れて、其點を捉へられると、日本は餘程苦しい立場に立つて居る。但

し先方は労働時間の批准に就て喧しく言ふのですけれども、實質上は大した問題でないと言ふのは、日本は條約上の労働時間は九時間半になつて居る、所が紡績工場などは唯今は殆ど十時間労働で、印度が法制上極めて居る十時間労働と略々、大差がない、此點は形で喧しく言ふけれども、實質上は大した影響はないので、是は私の會話などに於ては、日本が時間制の條約を批准しないから影響を非常に受けて居ると云ふ事は喧しく言はない。其點は先方も公けの會議では形式上攻撃をしますが、實質上大した問題にはして居らない。けれども夜業禁止の事に就ては非常に向ふは神經を失らして居ります。是は昨年七月一日、日本が工場法の改正を實施致しましてから後、丸三年経てば其夜業禁止を實行すると云ふやうに施行規定になつて居るから、今から二年と少し経てば此問題は消滅するのであります。是は或る意味に於ては問題が解決出來た譯でありますけれども、併し、印度の側から言はせると、此二年半も實は待ち切れないと言ふのです。日本が三年の猶豫期間を置いたのは、労働法制を作つた時に、之を愈々實行する場合に、産業能力を衰へさせる譯には行かないから、其の間に紡績

工場を擴張して、紡數を殖やして、さうして夜業を禁止しても産業能力に影響を及さないやうにする必要上、工場能力を増す爲に、貸すに三年の猶豫をして貰ひたいと云ふ事が理由になつて居つたのであるが、法律を拵へてから既に五六年も経つて居るのに、今以て施行の期日を決めない。それを今度は漸く施行を七月一日に決めるかと思ふと、今迄の經過規定は矢張り效力を其儘存して、施行期日からまだ又三年経たなければ實行ならぬと云ふ事は甚だ不都合である。それ迄に政府なり當業者なりが覺悟がありさうなものだと云ふことを、喧しく言ふのでありますが、其點などが残つて居つて、今年の今の會議などに又再び其問題を持出して喧しく言ふのであらうと思ふのであります。昨年の會議が五月でありましたが、政府の方に問合せた結果、七月一日に工場法の施行の見込があると云ふ事を、確答を得たので、會議の席上で七月一日から施行をすると宣言した時には——例へば英吉利の代表などは印度の尾に附いて昨年は非常に日本を攻撃したのであつて、殊に有名な労働運動家のミス・ボンドフィールドなどは非常に手厳しく日本を攻撃したのであります——私が七月一日に施行する

と云ふ事を宣言した時などは、非常な拍手を以て、此宣言を迎へたと云ふ譯でありました。さうして餘程印度の代表も日本に對する悪感を是で緩和したやうに見受けたのですが、併し要するにまだ二年半待たなければならぬと云ふことに就て牴牾しさを強く感ずる結果、今年もあゝ云ふ問題を喧しく言つたのぢやないかと思ひます。

序ながら申しますが、昨日の新聞に出て居る日本攻撃をやつた印度のワデヤと云ふ人は、非常に此問題に頭を費して一二年來、激しい運動をして居る人であつて、一昨年も此労働會議が終りました後に、秋に英吉利に渡つてランカシャーの當業者の間に非常に運動を試みて、其當時英吉利の各新聞に日本のスエーテッドレーバーと云ふ事を盛んに書立てさせて、さうしてランカシャーは今迄印度の孟買と仇同志であつたけれども、日本と云ふ共通の敵が現れた以上は、今度はランカシャーは印度と手を握つて向はなければならぬと云ふことを言ふて、其運動に奏功して、さうしてランカシャーと云ふものを自分達の方に引き入れる事に成功した人であります。此人が今年行つて非常に攻撃をして居りますから、此勢ひで行くと、労働會議でも何か問題を持ち出

すだらうと思ふのであります。此問題が一つの懸案として残つて居ります。それから今一つ日本に困難な問題がありますのは、此労働條約を批准する場合に、批准するかしないかを決めるに就ては、批准するに就て法律を制定するとか、其他必要なる手段を執る爲に、権限ある機關に問うてそれを決めなければならぬと云ふ事が條約の規定にあるのであります。其権限ある機關は何であるかと云ふ解釋問題であります。是は主なる國は皆議會と云ふことにして居る、現に労働立法委員會で憲法を作る場合に原案では議會の意見を聞いて決めると云ふやうに、直接書いてあつたのであります。其當時日本からも色々の問題を持ち出し、亞米利加などからも色々の問題を持ち出した結果、議會と云ふ事に直接すると、國の憲法に依つて色々面倒な事を起すと云ふので、立法議會と云ふ又字の代りに権限ある機關と云ふ言葉で書いたのであります。其権限ある機關が何であるかと云ふ解釋問題であります。外の國は大抵議會にして居る、所が日本は権限ある機關は樞密院と云ふことになつて居る爲に、今の鈴木文治君などは甚だ之に嫌らないので、一昨年労働總會で此問題を持ち出した。労働事務局長

は演説の際には是は明かに權限ある機關は議會である、輿論の機關と云ふ意味であると云ふ事すらも申して居りましたが、私は政府代表として何が權限ある機關かと云ふことは、憲法の問題で、權限ある機關に諮ると云ふ事は條約の規定だけでも、何が權限ある機關かと云ふ事は、是は憲法の問題であるから、國內の問題で、國際労働總會で決定すべきものではないと云ふことを抗辨致しまして、其事柄はそれで済んで居る譯であります、常に是が輿論に慫へられて問題になつて居る。日本でも一昨年議會で清瀨一郎君が此問題に就て政府に質問を試みられて、其當時若槻内務大臣の答辯の速記を見ると、それに對して含蓄ある御答辯をされて居つて、或は此權限が樞密院であると云ふことに付ては疑があるかも知れないと云ふ事を、言うて居られるので、冗談話のやうですが、近頃のやうに樞密院から手痛い目を會つて居られれば、若槻さんから或は此問題に就て權限のあるのは樞密院でないかも知れないと仰しやるかも知れません、其當時に於ては、疑があるかも知れないと云ふ風に言うて居られるので、その時に、清瀨君がもう一步突込んで、疑があるならば、何故それをお質しにならない

かつたかと言つたならば、どう云ふやうな答をせられたか分りませんが、最近日本の立法議會ではさう云ふ所まで聞いて居るので、將來何か權限ある機關であるかと云ふ事に關する國內法の問題として是は問題になり、それが矢張り、國際機關の方に反映して、日本がどう云ふ解釋を持つて居るかと云ふ事に就ては多少問題になつて居る譯であります。それで、どうも色々の點に引つ掛りがあつて、日本の政府代表、資本家の代表と云ふものは、労働會議に於て苦しい立場に立つて居る。一方は五大強國とか八大産業國とか云つて權利を主張しなければならぬにも拘らず、他面に於ては労働法制や其他の點に於てどうも負け目がある爲に、場合に依てはどうも卑下して考へなければならぬ。併しヒューミリエートして感じたやうには見せていけないから、一向感じないやうな顔をしなければならぬと云ふ苦しい點がありますが、是等は産業主義に於て日本の生活がまだ新しいと云ふ爲から、生ずる困難であらうと思ふのであります、それを段々有利に導いて行くことが必要であらうと思ひます。一般の労働條件等に就ては斯の如く随分負け目に感ずる點も多いのであります、特殊の問題を拾ひ上

げて見ますと、必ずしも日本がさう負け目になつて居る譯ではありません。

例へば昨年の會議、第九回の會議の方は、海員労働の問題になると、日本はさう負け目を感じない、海員法とか或は商法に於ける海員の雇傭契約などを調べて見ると、是は略々歐羅巴、諸國と同様である。スカンヂナビヤ邊りの法制に較べれば、寧ろ日本の海員労働法制の方が進んで居ると言へる位であります。昨年の労働會議などは、日本の方から能動的に出て、種々なる修正案を出して、日本の修正案の方が労働保護の法に能く適つて居ると云ふ理由を説明することも出来まして、政府代表としても、餘程愉快な地位を占め得たのですが、海員労働の法制などに就てはさう劣つて居らない。それから明年労働會議の議題となるもので、工場に於ける安全装置と言ふ事が問題となりますが、其災害防止の問題中、離すべからざるものとして、必ず之を載せて貰ひたいと云ふ事を私が主張して、さうして遂に其問題に包含させたものに鐵道の自働連結機の問題があります。是は私が調べて見た所日本の鐵道省では七年計畫を以て、昨年の七月に初めて全國一帯に實行致しましたが、鐵道の列車の連結を自働的に

する方法を日本が採用して、自働連結機を使用しました爲に、其後其問題に就ての災害に依る死傷者の數が殆ど十分の一に減じて居る。然るに此の自働連結機を加奈陀や亞米利加は之を採用して居りますが、歐羅巴の先進國は一國もまだ之を採用して居らない。明年此災害防止の問題が議せられる場合に、日本などは之をやつて居るのだから、外の國でも出来ない事はない、此問題を必ず討論したいものだ云ふことを昨年十月の理事會に持ち出したのでありますが、使用者側の團體では、全然それに反対をしました。之に反して労働側の方は、是はもう數年から此問題は喧しく言うて居る、又労働會議などにも會つて瑞西の労働代表から、決議案を出したと云ふ關係もありましたので、大分要望して居つたものですから、労働代表の方は非常に之を賛成しました。日本政府の言つた事柄で労働者側が賛成したのは、是が初まりであります。それで政府代表の方は賛否相半で、例へば獨逸の政府代表は反対をしたが、白耳義の政府代表などは非常に賛成をした。其の他心中では迷惑に感じた人もありませうが、何分人道的の意義に適つて居る設備に反対する譯には行かないから、腹の中では反対であ

つたが、表向は反對をしないと云ふ風で、終局的投票を採つたのは私が去つた後でありましたが、種を蒔いたのは、私が關係した最後の理事會で、其結果終局的投票で以て多數の賛成を得て、日本の言ひ條が通り、翌年は此問題を取上げることになつた譯であります。

さう云ふ譯で、特殊の問題に就ては直接亞米利加の空氣を呼吸して居るから、新しい設備などは餘程歐羅巴より進んで居ると云ふ關係がありますから、必しも卑下して感じないのでありますが、一般の労働條件に就ては、先刻來申上げる通りに、種々困難なる點があつて、其處を上手に綴くり合せて行くのに困難を感ずると云ふ實狀にある譯であります。併しどうも日本の労働狀況に就ては、吾々自身が考へて甚だまだ劣つて居ると思ひますけれども、併し現在の眞の狀況よりもつと悪い狀況のやうに西洋人には思はれて居るやうな嫌ひがあるやうであります。それと申すのが、今迄は労働問題、社會問題などを英語や何かに書き現して向ふの人に讀ませる著者が主としてミツシヨナリー若くは其の方面から材料を得る人が多く、さう云ふやうな人達は別に

悪氣があつてやる譯ではない、日本に對する好い考から基いて居るのであらうけれども、何分總ての方面に涉る知識が缺けて居る。殊に政府の労働法制に關係して居る當局など、餘り接觸がない、さうして廣く工場などの進んで居る設備を見ない。さうして偶々接觸するセツトルメントで働いて居る人とか、或はスラムで働いて居る人と交つて、其人々から暗黒面の方許りを聞く、それでどうも日本の労働事情の暗黒面だけを向ふに傳へると云ふ嫌ひがあるやうであります。現に“New World of Labour”と云ふ本を書いたY・M・C・Aのシャード、エディ氏の本なども多少其の嫌ひがある。而してさう云ふやうな材料から、直ぐ西洋人が意見を立てると云ふ嫌ひがあるので、もつと日本の狀況を大膽に率直に、悪い所は悪い、又努めて居る所は斯う云ふやうに努めて居る、と云つて向ふに紹介する方が宜いのではないかと私は考へる次第であります。それで私は彼地に在勤して居る時に、向ふに居る労働事務局に勤めて居る日本の人々に頼んで、日本の政府から出すと日本のプロヴァガンダのやうに思はれるから、洗ひ浚ひに日本の事を書いた本を労働事務局から出版して貰つて、彼地に居り

ます労働事務局の役人、鮎澤と云ふ人が書いて“Industrial and Labour Conditions of Japan”と云ふ二百頁の本を佛蘭西語と英語で労働事務局から出版して居ります。それが恐らくは最も客觀的材料に基いて日本の労働状況を書いた、西洋の本では初めてのものではないかと思ひます。斯う云ふやうな點に就て、あからさまに知らせると云ふことを今後もつと考へて行かなければならぬ問題です。それから今一つは、國際労働機關と云ふものは當然の職責として、移民問題を扱はなければならぬことで、移民問題に就て、もつと國際労働機關に努力をさせると云ふ必要があると思ひます。労働状況を良くすると云ふことも、無論大切な事であるが、日本みたいな後進國でも良い所を、皆先進國で塞がれて、移民の自由も有しないし、今國際經濟會議で喧しくなつて居る所の原料獲得に關する不自然なる障壁を撤廢すると云ふやうな事をしないで、唯労働状況だけを良くしやうと云ふ事を言ふのは片手落であると言ふ事を、一般に周知させる必要があります。それにはアムステルダム系統の労働組合の人達は、今の原料の問題——原料を公平に分配すると云ふ事に就ては随分之を主張して居るやう

ですから、さう云ふやうな労働團體とまあ氣脈を通じて、日本の正當な要求を聞かせる必要があると思ひます。所が移民問題に就ては、今迄英吉利が之を阻止する態度を執つて居つた。而も英吉利は領有國の各々が一つづつ投票權を持つて居つて、今の労働理事會に於てすら七人英吉利人が居る。此七人の英吉利人が、始終移民問題を國際労働機關が取扱ふ事に就て陰に陽に反對して居りました。華盛頓會議の時にも、移民問題の爲に委員會を設置しやうと云ふ決議が出来て、その準備委員會が一九二一年にジュネーヴに開かれたのでありますが、其の後愈々常設移民委員會を開設しやうとするに當り、以上のやうな譯もあり、又委員會に割込み運動をする國が多かつた爲め、困難が起つて其爲に潰れてしまつたのでありますが、其爲に伊太利が國際労働機關でやらないならば、自分で一つやらうと云ふ考へを起して、ムツソリニが手柄を立てたといふのも一つの原因でせうが、私が參つた次の年、一九二四年に伊太政府が主唱して、羅馬で移民會議を開いた。移民問題は國際労働機關が權限を有する事であるけれども、労働機關がやらなければ伊太利がやると云ふやうな意味で、伊太利がやつた

のが刺激にもなつて、其翌年一九二五年に、長らく中絶して居つた常設委員會が再び頭を擡げて、波蘭とか伊太利とか日本と云ふやうな側が之を賛成する立場にあつて、英吉利は之に反對でありましたが、多數決の結果、漸く常設委員會を成立させたのであります。今日は移民の常設委員會が出来て、それには大きな専門家の團體が附屬して、將來國際労働會議で移民問題を取扱ふ端緒が開けました。其爲に昨年は極く特殊の問題ですが、移民監督の簡易化と云ふ事が労働會議の一つの問題になりました。今後此常設委員會を利用して、移民問題に労働會議がもつと深入をすることが必要だらうと思ひます。併し是には英吉利系統は快く思はぬでありませうから、初めから大きな移民自由の原則なんと云ふことを、直ぐ労働會議で極める事は困難でせうから、當分の間は極く枝葉の問題から始めて、それから段々根本の問題に喰入つて行くやうに、今後努力せねばならぬと思ひますが、是等の方面は日本として注意しなければならぬ問題だと思ふのであります。

それから最後の極く一二分間を戴いて労働代表と國際労働會議との關係を申します

と、今のやうに組合を認めて組合の代表者が國際労働機關の會議に出て行くことになつてから以後、非常にアムステルダム系統の國際労働聯合會が日本の労働代表に對して好意を示して居る。凡ゆる場合に、鈴木君に花を持たせると云ふ風にやつて居ります。労働理事會の中にはまだ日本の労働代表を加へる事は出来ないけれども、労働會議の銓衡委員會や、幹部委員會などには資本家の代表が昨年初めて入ることが出来たのですが、昨年迄は資本家の代表が入れないにも拘らず、労働代表は鈴木君が出て後は、其幹部會議に入れるやうになつた。それはアムステルダムの系統が日本の労働代表に對する同情の結果であります。一つの下心はどうかして日本の労働總同盟を此アムステルダム系統のインターナショナルの中に入れてたいと云ふ、考へからも來て居るであらうと思ひます。それで毎年日本の労働代表が行くと、アムステルダム系統に早く加入せよと云ふ事を勧めるのですが、日本の労働同盟はまた大事を取つて、此アムステルダム系統に入る事を極めて居りません。それで兎に角今迄組合を日本の政府が認めて居らない時に、日本の政府に楯を突いて居つたと云ふやうな、因縁かちも、日

本の勞働代表と云ふものは餘程外の勞働代表に可愛がられて居ると云ふ風がある。併し妙な事には、英吉利の勞働代表と日本の勞働代表とはどうも反りが合はない、寧ろ直接日常交渉の少い大陸の方の、勞働代表に同情が多いので、殊に佛蘭西のジュノー、ベルギーのメルテンスなどが日本の勞働代表に好意を示して居ると云ふ關係になつて居ります。果して總同盟がアムステルダムに入るか、どうかと云ふ事は最も注目すべき問題であらうと思ふのであります。大體日本との關係に就て國際勞働問題に就て申上げる事項は以上の通りであります、尙ほ何か御質問でも御座いましたら申上げたいと思ひます。

(昭和二年五月十三日東京市丸の内銀行集會所に於ける本會第五回研究會席上の講演)

第二回太平洋問題調査會大會の開催

時期 昭和二年七月十五日より同月廿九日迄(二週間)

場所 布哇ホノルル

目的 太平洋沿岸諸國相互間に存する國際商工業の問題、人口及食糧問題、政治外交の問題、文化、宗教、倫理の諸問題に關し、精確なる事實を闡明し、意志の疎通、感情の融和を計ると共に太平洋諸國民の共存共榮の爲め建設的努力をなすを目的とす。

本會の組織 本會を組織する會員は、太平洋問題に對して深き興味を有し本會の目的に賛同するものにして、敢て國家又は諸種の團體を代表せず全然私人として自由公正の立場にある者とす。斯くて太平洋岸各國に夫々調査會を設立し、布哇ホノルルに中央事務局を置き隔年一回適當の地に總會を開催す。

(イ) 中央部の役員は左の如し。

第二回太平洋問題調査會大會の開催

第二回太平洋問題調査會大會の開催

- (ロ)
- | | | |
|-------|---------------|-----------|
| 委員長 | レイ、ライマン、ウイルバー | (米國) |
| 委員 | 井上準之助 | (日本) |
| 同 | サー、マンゴ、マカラム | (濠洲) |
| 同 | 余 日 章 | (支那) |
| 同 | フランク、シー、アサートン | (布哇) |
| 同 | サー、ゼームス、アレン | (ニュージラント) |
| 同 | サー、ロバード、ポールデン | (加奈太) |
| 幹事長 | ジェー、マール、デビス | |
| 幹事 | チャーレス、エフ、ルーミス | |
| 研究部主事 | ジョーン、ビー、コンドリフ | |
- 日本に於ける役員は左の如し。
- 評議員會長 子 爵 澁 澤 榮 一
- 理事長 井上準之助

- 第二回大會のプログラム
- (イ) 會議の形式を全會員出席の『全會討議』と部分的『圓卓討議』とに別ち問題を
- | | |
|----|---------------------|
| 理事 | 文學博士 澤柳政太郎 |
| 同 | 法學博士 男爵 阪谷芳郎 |
| 同 | 高柳賢三 |
| 同 | 鶴見祐輔 |
| 同 | 齊藤惣一 |
| 同 | 高木八尺 |
| 同 | 石井徹 |
| 同 | 増田明六 |
| 同 | 研究部主任 伯爵 黒木三次 |
| 同 | 在ホノルル本會代表者 神學博士 原田助 |
| 同 | 幹事 武田胤雄 |

細密に討議する爲め左記の四部門を設く。

第一部 文化、宗教、教育、及社會制度

第二部 資源、産業、商業及財政

第三部 人種及人口

第四部 政治、法律及外交

(ロ) 提出論文中の主なるものは、

(一) 太平洋の地理 エッチ、イー、グレゴリー

(二) 太平洋の人種 フレデリック、ウツドジョーンズ

(三) 太平洋の歴史 日本側提出

(四) 各國の抱負 各國ヨリ提出

(五) 太平洋上の諸島に就て 各國ヨリ提出

(六) 太平洋上の通信に就て 各國ヨリ提出

(ハ) 議題中の主なるものは

第一部 (文化、宗教、教育、及社會制度、

(一) 各民族の文化的蘊蓄

(二) 教育と國際關係、教科書と輿論、愛國主義と國際主義との調和

(三) 布教と其の成果及過失及其國際關係、人種關係に及ぼす影響

(四) 外來人の同化の問題、混血の問題

第二部 (資源、産業、商業及財政)

(一) 各國の食糧、燃料及鑛物

(二) 財政及國際商行爲、關稅

(三) 東洋に於ける産業主義

(四) 移民の經濟的方面

第三部 (人種及人口)

(一) 各國の人口資源側へば重要な職業に於ける労働者の數、能率

(二) 太平洋諸國の人口と其増減並に移動

- (三) 人種的特質の調査
- (四) 人種と移民との經濟的意義

第四部 (政治、法律及外交)

- (一) 各國の政治的特色
- (二) 在留外人の權利義務
- (三) 支那と列強との關係
- (四) 移民法及其運用

日本に於ける太平洋問題調査會の活動狀態

本會は平常の調査研究の外、特に大會準備として上述四部門の研究機關を設置し各部署を定めて毎週一回以上集會し調査、討議を行ひ研究に従事しつつあり。

第二回大會出席代員

- (イ) 北米合衆國より出席すべき代員にして今日迄内報に接し居る分は左の如し。

ワレヌ、エム、アレキサンダー氏

デヨージ、エツチ、ブレークスリー博士

フレツチャ、エス、プロックマン氏

カーレー、チャップマン、カット夫人

フレデリック、エム、デボンボート氏

ステフエン、ビー、ダツガン博士

ダニエル、ゼー、フレイミング氏

キヤサリン、ガーウイツク女史

大司教 イー、ゼー、ハンナ

スタンレー、ケー、ホンベック博士

ウイルアム、エツチ、キルバトリック博士

ポール、モンロー博士

ジョーン、エー、ライアン氏

桑港アレキサンダー、ボルドウイン砂糖會社

クラーク大學史學教授(第二回大會出席)

北米全國基督教青年會副總主事(第一回大會出席)

戰爭防止會々長

ハミルトン大學法科教授、米國下院議員(第一回大會出席)

國際教育會幹事

ユニオン神學學校教授(第一回大會出席)

女子基督教青年會

北加州大監督、全國カトリック、ウエルフエア會長

ハーバード大學史學講師(第一回大會出席)

コロンビア大學教育學教授

コロンビア大學國際教育部々長

全國カトリック、ウエルフエア會主事

第二回太平洋問題調査會大會の開催

ポール、シヤレンバーグ氏

加州労働協會幹事

ジョーン、デイー、シヤーマン夫人

婦人聯合會々長

ベル、シヤールウイン女史

婦人選舉團

ゼームス、テイー、シヨットウエル氏

カーネギー國際平和財團歴史、經濟部々長

ダブリユー、ダブリウ、ウイロビー博士

ジョーンズ、ホブキンス大學政治學教授、(第一回大會出席)

デョージ、グラフトン、ウイルソン博士

ハーバード大學國際法教授 (第一回大會出席)

チエスター、ローウエル氏

著作家(第一回大會出席)

マリイ、イー、ウーレー女史

マウンツ、ホリョーク女子大學總長 (第一回大會出席)

エー、ビー、ホール氏

オレゴン大學總長

エー、ローレンス、ローウエル博士

ハーバード大學總長

(ロ) 支那よりの出席代員

余 日 章氏

文學博士、中國青年會全國協會總幹事

王 雲 五氏

法學士、上海商務印書館總編輯

陳 達氏

社會學博士、北京清華大學教授

伍 朝 樞氏

法學博士、前外交部長

任 鴻 雋夫人

史學教授、國立經濟學會幹事

張 伯 荅氏

文學博士、天津南開大學校長

凌 詠氏

教育學博士、中華教育改進社幹事

陳 立 廷氏

經濟學士、中國青年會幹事

陶 孟 和氏

文學士、促進教育文化中華基本金會幹事

蔡 廷 幹氏

前海軍總長

陳 啓 邦氏

上海商業儲蓄銀行總理

朱 夫 人

文學士、基督教文社々長

(ハ) 其の他の諸國

右の外ニュージーランドよりは人類學者にして衛生長官たるバック博士、英國よりはリオネル、カーチス。フイリツプ、ケル。ギルバート、マリー。シー、ケイ、ウ

第二回太平洋問題調査會大會の開催

エプスター教授等知名の人々出席の筈。

猶加奈太、濠州、比津賓等よりの代員の名簿は通知には接し居らざるも、夫々有数の學者、實業家等を派遣する事となり居れり。

(ニ) 日本人よりの代員 (ABC順)

- 赤木 英 道氏 啓學博士、在米日本人基督教學生同盟總主事
- 團 伊 能氏 東京帝國大學講師
- 原 田 助氏 神學博士、布哇大學教授
- 星 野 愛 子氏 津田英學塾教頭
- 那 須 皓氏 農學博士、東京帝國大學教授
- 齊 藤 惣 一氏 東京基督教青年會主事
- 澤 柳 政 太 郎氏 (團長) 文學博士、貴族院議員
- 鈴木 文 治氏 日本勞働總同盟會長
- 高 木 八 尺氏 東京帝國大學教授

高 柳 賢 三氏 東京帝國大學教授

同 ふみ子夫人

鶴 見 祐 輔氏 前鐵道省參事

同 愛子夫人

武 田 胤 雄氏 太平洋問題調査會幹事、マスター、オブ、アーツ

山 崎 直 方氏 理學博士、東京帝國大學教授

朝鮮ヨリノ出席者

延 億 兼氏 延禧專門學校教頭

金 活 蘭氏 梨花專門女學校教頭

昭和二年六月廿一日印刷
昭和二年六月廿八日發行

定價金參拾錢

不許
製複

編輯兼
發行者 齊藤惣一

東京市小石川區林町六十二番地
印刷所 一成社印刷所

發賣所

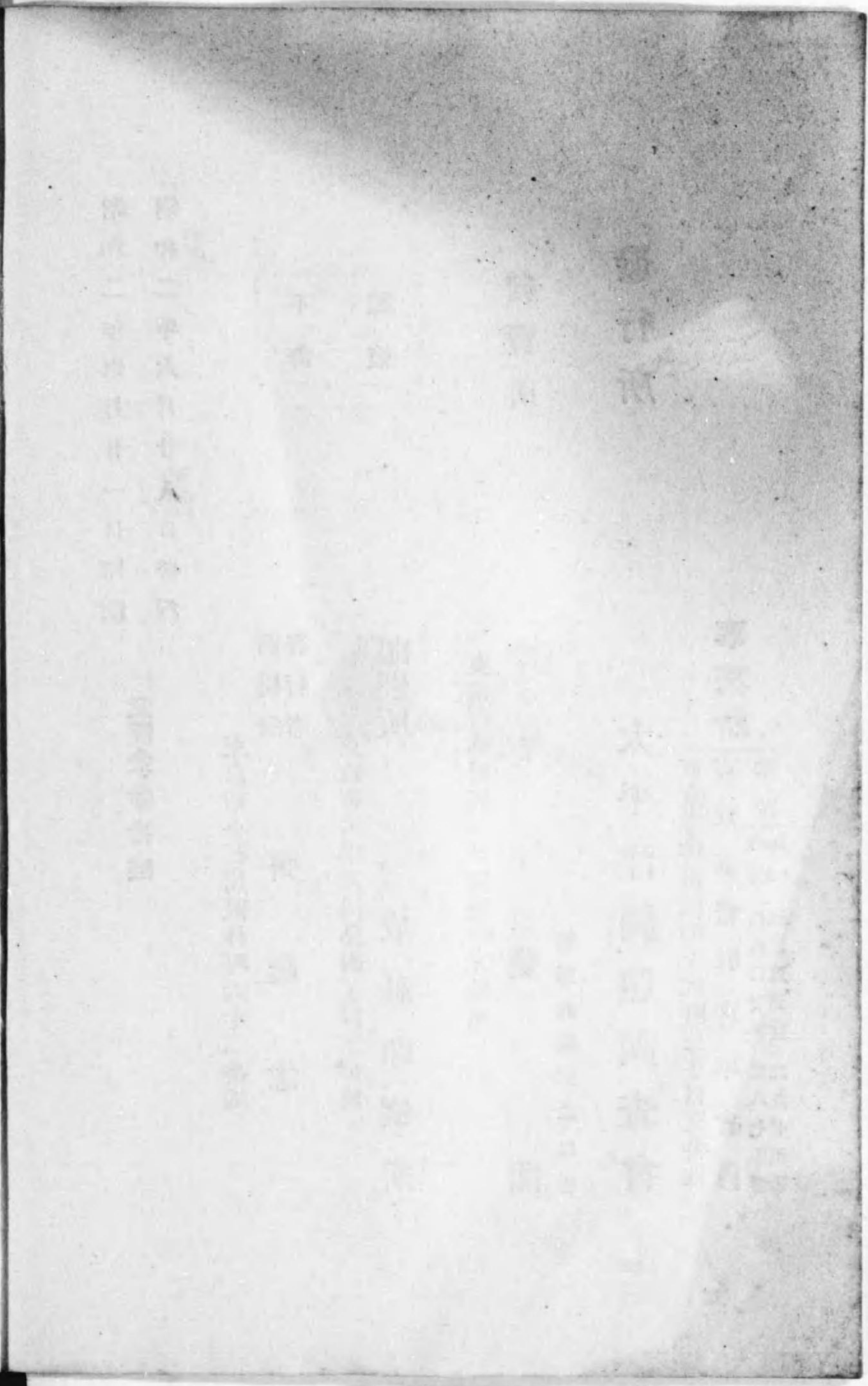
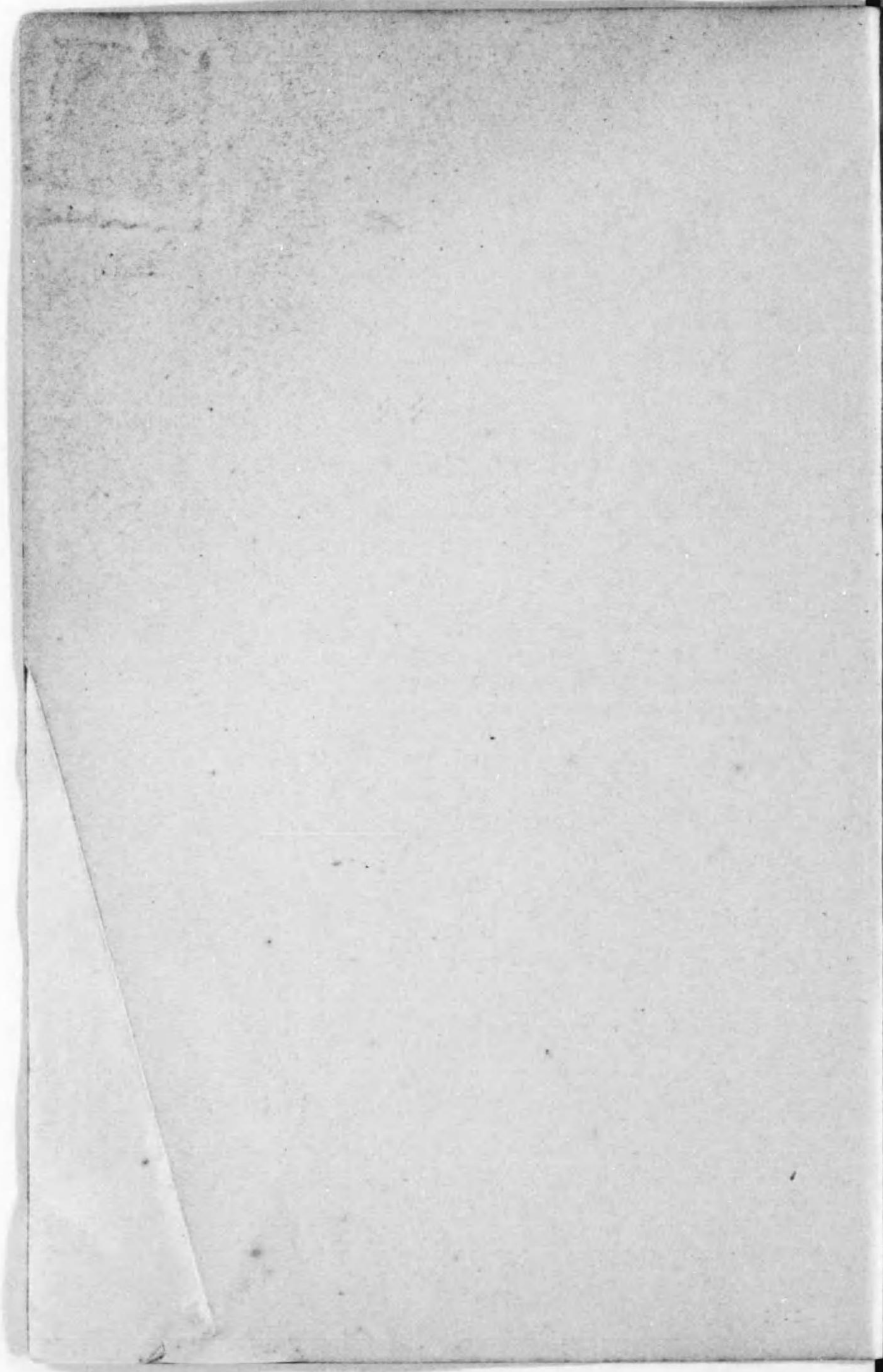
東京市神田區一ツ橋通町五番地
有 斐閣
電話九段三二二番

發行所

太平洋問題調查會

事務所
東京市神田區美土代町三丁目三番地
東京基督教青年會內
電話(神田) 三〇八〇七番 二九七三番
三二三五番





終

